

令和3年第1回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月9日(火)	
○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○行政報告	7
○町政に対する一般質問	8
3番 小杉修一 議員	8
5番 常山知子 議員	13
8番 新井達男 議員	21
9番 林豊 議員	23
12番 内海勝男 議員	33
○町長提出議案の報告及び一括上程	39
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	40
・議案第1号 日野沢川ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	49
・議案第2号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	54
・議案第3号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第4号 皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第5号 皆野町学童保育所における指定管理者の指定について	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	59
・議案第6号 皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定について	
○議案第7号の説明	60
・議案第7号 令和3年度皆野町一般会計予算	
○議案第8号の説明	65

・議案第8号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第9号の説明	67
・議案第9号 令和3年度皆野町介護保険特別会計予算	
○会議時間の延長	70
○議案第10号の説明	70
・議案第10号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○延会について	72
○次会日程の報告	72
○延 会	72



3月10日（水）

○開 議	75
○議事日程の報告	75
○議案第7号の質疑、討論、採決	75
・議案第7号 令和3年度皆野町一般会計予算	
○会議時間の延長	108
○延会について	112
○次会日程の報告	113
○延 会	113



3月11日（木）

○開 議	117
○議事日程の報告	117
○議案第8号の質疑、討論、採決	117
・議案第8号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第9号の質疑、討論、採決	117
・議案第9号 令和3年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第10号の質疑、討論、採決	121
・議案第10号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	121
・議案第11号 令和2年度皆野町一般会計補正予算（第9号）	
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	127
・議案第12号 令和2年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	128

・議案第13号 令和2年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	130
・議案第14号 令和2年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
○承認第1号の説明、質疑、討論、採決	131
・承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度皆野町一般会計補正予算（第8号））	
○日程の追加	133
○同意第1号の説明、質疑、討論、採決	133
・同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議員提出議案の報告及び上程	134
○発議第1号の説明、質疑、討論、採決	134
・発議第1号 皆野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	135
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	136
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	136
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	136
○議決事件の字句及び数字等の整理	136
○閉会について	137
○閉 会	137

○ 招 集 告 示

皆野町告示第12号

令和3年第1回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年3月3日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 令和3年3月9日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	林	豊	10番	大澤径子	議員	議員
11番	四方田	実	12番	内海勝男	議員	議員

不応招議員（なし）

令和3年第1回皆野町議会定例会 第1日

令和3年3月9日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

3番 小 杉 修 一 議員

5番 常 山 知 子 議員

8番 新 井 達 男 議員

9番 林 豊 議員

12番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第 1号 日野沢川ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4号 皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5号 皆野町学童保育所における指定管理者の指定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6号 皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 7号 令和3年度皆野町一般会計予算の説明

1、議案第 8号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計予算の説明

1、議案第 9号 令和3年度皆野町介護保険特別会計予算の説明

1、議案第10号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林	光雄	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井	達男	議員
9番	林	豊	10番	大澤	径	議員
11番	四方田	実	12番	内海	勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 兼 会計課長	橋本賢伸	教育長	新井孝彦
総務課長	新井敏文	みらい 創造課長	黒澤栄則
町民生活 課長	長島弘	参事兼 健康福祉 課長	浅見幸弘
参事兼 税務課長	豊田昭夫	参事兼 産業観光 課長	玉谷泰典
建設課長	宮原宏一	参事兼 教育次長	設楽知伸

事務局職員出席者

事務局長	吉岡明彦	書記	山田	巖
------	------	----	----	---

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（若林光雄議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより令和3年第1回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（若林光雄議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（若林光雄議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、令和3年第1回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。議員各位におかれましては、町勢伸展のため日頃より地域づくり、まちづくりにご尽力をいただき、敬意と感謝の意を表します。

明後日11日は、東日本大震災発生から10年となります。改めまして、犠牲者のご冥福をお祈りするとともに、被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

首都4都県に発令の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、感染者の下げ止まりや病床の逼迫、変異株への警戒などにより、21日まで延長されました。町においても、3月5日に対策本部会会議を開催し、引き続き感染防止策の徹底を図ることにしました。令和2年度実施の新型コロナ感染症対策の概要は、地方創生臨時交付金3億4,000万円を投入して、みなのおんげパッケージとして各種の感染防止策、中小企業、商店、旅館、バス、タクシーへの支援、プレミアム商品券やチケットの発行、避難所や学習環境整備など、その他多種多様な支援策を施してまいりました。幸いにも、皆野町の新型コロナウイルス感染者は、1桁を維持しています。

ここで、令和3年度皆野町一般会計予算について申し上げます。一般会計予算大綱にお示ししました予算編成方針に基づきまして、役場組織の再編強化の下に、1つ、楽しく子育て・元気で長生き対策として、住民健診、がん検診受診率の向上、新生児聴覚検査導入、子育て支援、高齢者福祉の充実など。2つ、教育・文化・スポーツの推進として、GIGAスクールの推進、グローバル教育、図書教育の充実、スポーツ公園野球場防球ネット工事など。3つ、環境保全、産業・観光の振興として農業支援、中小企業の支援、有害鳥獣対策など。4つ、安全で快適な生活基盤の整備として、生活道路の改良、交通安全施設の整備など。5つ、コミュニティの推進と行財政改革として、町税の滞納対策への強化と心と体の健康増進の推奨、加えて6つ、関係人口の創出、移住・定住の推進に新たな体制で取り組みます。また、秩父音頭まつ

りをはじめとするイベントは、新型コロナ感染症対策経費を含めて予算計上いたしました。これらの事業の推進のため、総額41億8,900万円の令和3年度一般会計予算といたしました。

予算編成に当たりましては、入るを量りていずるを制すの下、財政健全化のさらなる向上を念頭に編成しました。まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた第5次皆野町総合振興計画における主要目標を推進するための予算といたしました。国保など3特別会計予算においては25億5,403万2,000円を計上し、合わせた総予算額は67億4,303万2,000円であります。なお、予算の執行においても、最大の効果を最少の経費で上げることを徹底してまいります。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり、16議案であります。よろしくご審議をいただき、可決いただきますようお願い申し上げます。結びに、議員各位のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。開会に先立ちましての挨拶といたします。



◎議事日程の報告

○議長（若林光雄議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（若林光雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

2番 林 太 平 議員

3番 小 杉 修 一 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（若林光雄議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの4日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月12日までの4日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（若林光雄議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

12月22日、小鹿野町役場で開催のちちぶ定住自立圏推進委員会に、24日長瀬町役場で開催の秩父地域議長会定例会に副議長と出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

9番、林豊議員。

〔9番 林 豊議員登壇〕

○9番（林 豊議員） 9番、林豊です。秩父広域市町村圏組合議会第1回定例会が先月、2月の12日より16日までの会期によって開催されました。

昨年より議会改革委員会というのがありまして、それらの提案により、今回から議場を秩父市市議会議場を借用して行われるようになりましたと同時に、予算等の議案が多い場合、複数日程で行うようになりました。

第1回定例会に提出されました管理者の議案は5議案ありまして、主なものは令和2年度一般会計補正予算（第3号）及び令和2年度広域市町村圏組合水道事業会計補正予算、同じく第3号、そして令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算及び令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算、この4議案が主なものです。5議案ともに、可決いたしましたことをご報告したいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 続いて、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 2番、林太平です。

皆野・長瀬下水道組合は、今回報告事項はありません。よろしく申し上げます。

○議長（若林光雄議員） 監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（若林光雄議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也） ございませぬ。



◎町政に対する一般質問

○議長（若林光雄議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） おはようございます。3番、小杉修一です。どうぞよろしくお願いいたします。

早速質問に入らせていただきます。質問の1項目は、農地の有効活用についてであります。空き家が増える現状ですが、付随する農地の取得制度が設けられております。①、改めてこの内容を詳しく教えてください。

一方、空き家と関係なく、遊休農地が増えてきています。農業委員会には、遊休農地の活用を進める活動があるようですが、②、遊休農地全般の対策はいかがですか。

質問の2項目、下田野1号線の改良の見通しについてであります。現町長により、下田野橋とその前後が大改良されて、現在その辺りは実に通行がスムーズであります。現状において、高額な皆野寄居有料道路を避けられる長玉線に通じる町道下田野1号線の通行量が結果増えていますが、田野屋さんの先ですれ違いに皆苦勞しております。地元からの要望もあるようですので、その改良の見通しをお願いいたします。

質問の3項目になります。地域医療の見通しについてであります。コロナによる社会の混乱の中、医療関係者の方々にはとてもご苦勞をいただき、感謝申し上げます。そんな中、皆野病院が開院されて丸20年過ぎました。今や秩父地域の救急においても、一般医療においても、またコロナの問題においても、その存在は欠かせません。コロナワクチンの集団接種は大変ですが、ぜひ地域医師会とうまく取り組んでいただけるよう調整してください。

①、その見通しについてお聞かせください。

②、20年たった皆野病院に、町長の思いをお願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 3番、小杉修一議員さんの一般質問通告書に基づき、答弁をいたします。

3つ目の地域医療の展望についての中での20年たった皆野病院の町長の思いはどうかとの質問にお答えをいたします。診療、入院、救急医療等において、皆野町はもとより、秩父地域においてはなくてはならない医療機関であると認識をしております。特に秩父地域の救急医療においては、医師不足などにより、救急病院は皆野病院と秩父市立病院、秩父病院の3病院のみであります。昨年1年の秩父消防署救急車の受入れ件数は、秩父市立病院が1,356件、皆野病院が763件、秩父病院が420件です。皆野病院は、秩父地域の救急患者の3分の1を受け入れております。このほかにも、秩父郡外からの多くの救急患者を受け入れていただいております。

このように、救急医療も含めて、町民はもとより秩父地域の住民にとって、皆野病院はなくてはならない病院であると認識をしております。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 3番、小杉議員さんから通告のありました質問事項3、地域医療の展望についてお答えいたします。

秩父地域では、ちちぶ定住圏自立構想に基づき秩父医療協議会が設置され、地域医療に関する様々な取組が行われております。中でも医師の確保、産科医療、救急医療の充実を継続して取り組んでまいります。このプログラムにおいても、皆野病院は重要な役割を担っていただいております。秩父地域の重要な中核医療機関でございます。新型コロナウイルスワクチンの接種は、医療従事者から順次接種が開始されており、市町村が実施主体となる65歳以上の高齢者への接種は、4月下旬から本格実施となる見込みでございます。

接種の方法は、集団接種と個人が医療機関で受ける個別接種を併用して実施します。なお、皆野町の集団接種会場は、文化会館を予定しております。現在接種に向けて急ピッチで準備を進めておりますが、接種は長期間となり、膨大な業務量でございますので、秩父地域では1市4町と秩父郡市医師会、皆野病院が連携して円滑に接種できるよう、取り組んでいるところでございます。

また、皆野町役場では、新型コロナウイルスワクチン接種庁内推進チームを立ち上げ、万全な準備ができるよう職員一丸となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典） 3番、小杉議員さんから通告がありました質問事項1、農地の有効活用についてお答えいたします。

1点目、空き家に付随する農地の取得制度について、皆野町では農地を取得する場合、30アール以上農地を耕作することが前提となっておりますが、皆野町に移住、定住して、農業を始めようとする人が農地を取得しやすくするために、ちちぶ空き家バンクに登録した建物に付随する農地を空き家と一緒に取得する場合に限り、1アール100平米から農地を取得できるようにしたものです。この下限面積の基準については、地域の実情に応じた農業委員会の判断で定めることが可能となっております。空き家に付随する農地の不足制度は、平成30年4月1日から施行し、これまでこの制度が適用され、取得された物件は1件です。また、現在ちちぶ空き家バンクに登録されている物件は8件ございますが、空き家に付随する農地の不足制度が適用となる物件はございません。この制度の周知につきましては、ちちぶ空き家バンクにおいて適宜インターネット等で行っております。

続いて、2点目、農業委員会における遊休農地の活用を進める活動について、人口減少、少子高齢化などを背景に耕作がされていない農地が増加しており、こうした遊休農地に対する対策として、平成21年より農地の利用状況調査が法定化されました。現在は、町と農業委員会とが連携をして、年1回、8月から10月頃、農地の利用状況調査と併せて荒廃農地調査を実施しております。農地の利用状況調査は、農地法第30条に基づいて年1回、農業委員会が管内全ての農地の利用状況を確認する調査で、また荒廃農地調査は町と農業委員会が一体となって、管内の耕作放棄地について1筆ごとに荒廃状況を確認する調査です。これにより、再生利用が可能な遊休農地、再生利用が困難と思われる荒廃農地を確認し、それぞれ農地利用の適正化を目指すこととなります。

まず、再生利用が可能な農地の利用意向調査を行い、再生利用が可能と思われる遊休農地につきましては農地中間管理機構埼玉県農林公社への貸付け、地域の実情に合った形での集積、集約等、農地利用の適正化の検討をさせていただくこととなります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 3番、小杉議員さんから通告がありました2項目め、町道下田野1号線の改良見直しについてお答えいたします。

町道下田野1号線の改良工事につきましては、平成21年度に親鼻橋交差点付近の改良工事、平成25、26年度に下田野橋から町営住宅下田野団地前までの改良工事を行っております。近年国道140号と県道長瀬玉淀自然公園線を結ぶ道路で、観光シーズンなどは交通量が多くなってきております。当路線につきましては、令和2年9月に行政区から旧田野屋食品付近から田野沢橋までの幅員が狭く、またのり面の石積みが崩落し、通行が出来なくなるおそれがあるため、拡幅の要望が関係者及び地権者の署名押印の上、提出されております。改良見直しにつきましては、この後の議案第7号 令和3年度一般会計予算が議決いただきましたら、安全な交通の確保及び車両のすれ違いが円滑にできるよう拡幅工事を施工し、よりよい道路を整備してまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 何点か再質問いたします。

農地の有効活用について、遊休農地が増える現状を年1回調査をかけているということでもありますけれども、これはもうどうにか誰かにやってもらおうというような判断をその場でされたりする物件が出てくると。そうすると、どうにか今農林公社とかお願いするとか言っていましたけれども、その前の段階で、要するに調査したとき、これは草だらけで、農地としてどうにかもう荒れてしまっているなという状態が想像されるわけですが、そうなる前にもうちょっと早く手を打って、この農地、誰か使ってくれないかという活動みたいなものはできないものかなと思ってしまうのですけれども。分かりますか。荒れてしまう前です。荒れてしまって、もうこれは完全に使えないやと。それは、誰が見ても判断できる。年1回調査をして、これは荒れてしまっていて、持ち主が分かったりして訪ねると、何か使ってもらってもいいやという意向が確認できるのでしょうかけれども、その前の段階で、もうちょっと農地が荒れない前に意向を確認して、荒れていく前にどうにかなる対策というのは考えられないでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 3番、小杉議員さんからの再質問にお答えします。

遊休農地が荒れる前に何とかできないかという対策ですが、こうした遊休農地の増加など、人と農地の問題になりますけれども、これに関しましては平成24年度頃から人・農地プランの策定作業が始まっておりまして、地域で5年後、10年後の地域の農地を誰がどう守っていくか、話し合っていくものですが、こうした農業者の話合いに基づきまして、地域農業における中心経営体であるとか、地域による農業の将来の在り方などを明確にしていく作業も行われております。

現在皆野町においても、この人・農地プランの実質の作業になるわけですが、中山間地域の場合、農地の集積、集約はかなり難しいということで、なかなかはかどらない部分があるわけですが、できるところから始めるということで、こうした対策も行われてきております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） なかなか難しいところなのですけれども、とにかくもうちはやらないやというのを意思が早く確認できる体制が取れていけば、また違う手が打てるかなという気がいたします。いろいろなやり方を頑張っていたきたいと思います。

下田野1号線の改良について、そう言われれば、最近石垣に青いペンキで印がついたなど。つい最近ですけれども。何か動きがあるのかなと思いましたが、今ご答弁いただいたように、今年度うまくいけば、あの辺が広がって、実にいい感じになるかなと思いますけれども。この際、次の課題、今年度予算、どうも大きな目玉工事も解決されたのでしょうか、あまりないような気がしますけれども、いよいよその先の橋も古くなっているし、もしあそこが広がったとき、実にあの橋がまた広くなればいいなという声が目に見えております。これからその先の課題として、ぜひその辺も視野に入れて取り組んでいただければありがたいと思います。

よろしくお願ひしたいところであります。見通しをお聞かせください。

○議長（若林光雄議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 3番、小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

令和3年度には、先ほど申しましたように、旧田野屋食品付近から田野沢橋までの拡幅工事を実施いたします。議員さんがおっしゃいましたように、田野沢橋については幅員が狭く、すれ違いができないというようなこともあります。今後につきましては、親鼻橋の交差点付近が一部改良ができており、今後どのような道を計画したらよろしいかということを検討しながら、よりよい道路を整備したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） よろしくお願ひします。何しろ田野沢橋のすぐ先が交通量が多い長玉線なので、向こうから曲がってきた車がすれ違えないので、慌てて寄るという作業がいつも大変なので、ぜひその先をよろしくお願ひいたします。

地域医療の展望について、このような状況の中において、健康福祉課長には大変ご苦勞いただいて、地域の皆野病院の存在の在り方に多少寄って、秩父郡市が一つにまとまってコロナワクチンの接種を進めていくというような体制の中であって、ご存じのように、皆野病院はちょっと違う、秩父医師会とはちょっと距離があって頑張ってもらっているわけですが、皆野町においては特に皆野町においては、皆野病院をかかりつけ医にしている町民の人が多くいるわけで、現実集団接種のほかに個別接種はかかりつけ医で受けると。コロナに関しては、かかりつけ医のほうが状態が分かると、患者さんの状況がよく分かるという部分もあるので、これは大変また皆野病院に頑張ってもらう場面が出るのかと想定できるわけですが、そんな中においてそのような調整を課長が中心になってやってもらって、うまくやり抜いてもらわなければならない状況にあります。

そんな中において、4月になると、その中核で課長さんが、もしかしたら、もしかしくも、課長さんが離れてしまうのかなという大変心配する部分があるのですけれども、副町長、その辺の見通しはいかがですか。言っている意味分かりますか。要するに皆野病院と医師会の調整役なのです、健康福祉課長という存在は。調整役なのです。まだ4月以降なのです、その大変な実務が残るのが。その辺の大役の方が、もしかしたら4月を迎えたときに大丈夫なのかどうか、そういうことです。

○議長（若林光雄議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 小杉委員さんの質問にお答えします。

担当の浅見課長は4月以降どうなるかというようなお話かと思いますが、公務員、地方公務員もそうですが、公務員については定年制というものがございまして、定年、誰しも通る道でございまして、60歳でございまして、退職ということにございまして。また、皆野病院の医師会加入、あるいは連携等につきましては、住民健診とかいろいろな健診も含めて町とタイアップして、通年やっております。また、医師会加入においても、町長において機会あるごとにその要請を行っているところでございまして。そういうことで、心配はあるかもしれませんが、そのようなことがないように取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） だから、そのようなことを分かっていると本当に心配してしまう面があるわけで、本当にその中に入って調整していただかなければならないという大変な作業を頑張っていただいているわけですが、何とかうまく引き継ぎ、もしくは違う形でまた、まだ若いですから、頑張っていただける方向もあるのかなと思って、非常に心配ですから、よろしくお願いいたします。

そういう皆野病院が、そのように大変有意義に今地域でやっていただいていると。町長の思いの中にも、大変町に貢献してもらっているという思いを聞かせていただきました。20年、あつという間だったような感じですけども、これからますます町は高齢化して、皆野病院の存在が今以上にまた必要になってくるかと思っております。皆野病院があつてよかったという町民が大変多いように思います。その点について、再度町長、いかがでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 小杉議員おっしゃるとおりでございます。

先ほど副町長からも答弁いたしましたけれども、私も就任以来、何度となく秩父医師会の加入を要請してまいりました。皆野病院にお聞きしますと、やはり医師会に加入することによって医師の確保がしやすくなると、こういうこともありますので、何度も要請をしておりますけれども、いまだ実現に至っておりませんが、また1市4町の首長とはその旨の合意ができておりますので、また陳情書をつくって、お願いしよう、こんな思いでおります。皆野病院は、まさに秩父地域になくてはならない病院であります。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 大変感動する言葉を聞かせていただきました。

そんな中、皆野病院は最近裏の四方田ぶどう園さんの、先ほどではないですけども、空きになった農地を有効的に、駐車場をさらに広げて、大変気合を入れて今後も頑張っていく感じであります。また、皆野中学校のほうから新しく通路も独自に造って、あそこが広く夜間の照明もつけまして、非常に広々と。何でそんなに駐車場が要るのだ。職員の人の駐車場が足りないのですというようなことも言っておられました。そんなふうに気合を入れてやってくれているわけなので、どうぞ執行部の皆さん、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が1都3県に、さらに昨日から2週間の延長が決まりました。不要不急の外出は避け、飲食店などの営業時間の短縮など、自粛要請がさらに継続されます。しかし、PCR検査の拡大や自粛の事業者や働く人への支援は不十分なままです。逼迫する医療機関への支援も十分でなく、自粛と補償給付は一体にが今ほど重要なときはありません。国の来年度予算の中で、軍事費は過去最高の5兆3,400億円となっています。コロナ対策に戦闘機やオスプレイは何の役にも立ちません。軍事費を削り、コロナ対策に回すべきではないでしょうか。

さて、3月11日で東日本大震災から10年となります。その傷が癒えぬまま起きた新型コロナウイルス感染と、2月13日に起きた福島沖地震、度重なる災害で暮らし再建の見通しはまだ先のように感じています。原発事故では、10年となる今でも事故原因の究明はされず、いまだに収束されていません。政府は、原発事故被害者の賠償打ち切りや放射能汚染水の海洋放出を行おうとしています。また、原発事故がなかったかのように原発再稼働を進めています。今こそ原発を廃止し、再生可能エネルギーへの転換が求められます。

また、今、国会には医療制度改定一括法案という法案が提出され、政府はこの法案の成立を狙っています。その中には、75歳以上が支払う原則1割の医療費窓口負担に2割負担を導入する改悪です。コロナ禍と高齢者の貧困化で、今でも深刻な受診抑制を一層加速させるものです。もう一点は国民健康保険です。この法案が成立すると、都道府県は国民健康保険運営方針に国保税の統一化と、公費繰入れの廃止に向けた取組を明記しなければならなくなり、さらなる国保税の値上げが予想されます。こうした中、住民の命と暮らしを守るために、町民に寄り添った行政運営がますます求められます。

それでは、質問に入ります。1項目めは、新型コロナウイルス感染症対策についてです。①は、国、県、町とPCR検査が動き出していますが、町の介護施設、医療機関など、どこまで検査が行われているのか、状況をお聞きします。

②は、これらの検査は1回限りでなく、定期的に検査を行うことで、無症状者を含めた感染者を把握、保護することにより、新規感染者を減らすことが重要ですが、どのように対応するか、お聞きします。

③は、12月議会で質問した介護施設への新規入所者の検査を、町の責任として入所する前に行っていたきたい。その考えをお聞きします。

2項目めは、国保税の子供均等割の減免についてです。政府は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、令和4年4月から未就学児に関わる国民健康保険税の均等割額の5割を軽減すると決めました。

①、当町の国保加入者の未就学児は何人ですか。また、併せて、通告にはありませんが、18歳までの子供の均等割を減免した場合、対象人数は何人で、減免額は幾らになるか、お答え願います。

②は、負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1です。この財源も使い、18歳までの子供の均等割を減免する考えをお聞きします。

3項目めは、新しい台風、風台風に備えるために質問します。令和元年の台風15号、19号が関東地方を襲い、多くのところで甚大な被害が出ました。特に千葉県では、台風15号による強風のため、道路脇の木が倒れ、電線を直撃し、長期の停電を引き起こしました。町内においても、今後風による倒木等早期の対

策が求められますが、その考えをお聞きします。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんから通告がありました質問事項1、コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

①の町の介護施設や医療機関のPCR検査については、現在町の事業で高齢者施設等従業者に対するPCR検査事業を実施しており、3月11日に申込みのあった7事業所261人分のPCR検査キットを配布する予定でございます。また、埼玉県が実施している高齢者入所施設の職員を対象とした緊急PCR検査事業は、県内の対象施設約1,500施設、約7万5,000人を対象に実施されております。医療従事者については、今のところ実施するとの情報はございません。

②の定期的な検査による新規感染者の減少についてですが、このPCR検査は検査地点での結果が得られるものであり、町で定期的に検査を実施する考えはございません。感染者の減少には、基本的な感染予防であるマスクの着用や手洗いの励行、3密の回避等を徹底することが重要であります。また、4月からワクチンの接種が始まりますので、町民の集団免疫が早期に保有できるよう、集団接種と個別接種のそれぞれが円滑に実施できるよう努めてまいります。

③の介護施設への新規入所者の検査につきましては、昨年11月から事業を開始している新型コロナウイルス感染症検査費助成金制度、65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する方を対象としております。この事業を繰り越し、来年度も引き続き実施できるよう準備を進めておりますので、この助成金制度を利用させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫） 5番、常山議員さんの通告のありました質問事項の2、国保税の子供均等割の減免について、①の当町の国保加入者の未就学児の人数についてお答えいたします。未就学児、1月末現在でございます。39名が加入となっております。

②、未就学児の均等割の5割軽減の制度の創設に伴い、その財源も使い、18歳までの子供の均等割を減免する考えはあるかとのご質問にお答え申し上げます。追加されて質問のございました18歳以下の子供の国保加入者数でございます。140名となります。減免した場合の試算金額となりますけれども、総額で240万8,000円でございます。平成30年4月から国民健康保険制度が大きく変わりました。こうした中、県からは毎年標準保険税率、1人当たりの国民健康保険税が示され、国保税の平準化が示されております。激変緩和措置におきましても間もなく終了となります。激減緩和措置の終了後は、大きな歳入不足となると思われれます。国保税の賦課方式、税率など、全体的な見直し、検討を進めていかななくてはならないと考えております。こうしたことから、18歳までの子供の均等割の減免は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典） 5番、常山議員さんから通告がありました質問事項3、新しい台風、風台風

に備えるためについてお答えいたします。

地球温暖化などによる異常気象のため、台風が大型化する傾向があり、いわゆる風台風などの被害が各地で発生しております。また、平成26年2月の大雪の際にも町内で倒木の被害があり、リスクの高い森林の予防伐採の必要性が問われました。昨年の7月に秩父市さんが森林環境譲与税を活用した市直営の事業として、東京電力パワーグリッドとの間で災害予防のための樹木伐採等に関する協定を締結して、台風等による倒木の予防伐採に取り組んでおられます。このように、予防伐採の財源として、令和元年度から交付されるようになった森林環境譲与税が充当される事例も見受けられます。

森林環境譲与税については、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、適切な森林の整備、人材確保、木材の利用促進のために、法律に定められた譲与基準により国から各自治体に交付をされております。交付額は、市町村によりばらつきがあり、皆野町の場合、秩父市のおよそ9分の1の額です。本来森林の伐採等は、森林の所有者が行うものですが、森林環境譲与税の導入により、町が町の重要課題に森林整備、人材育成等を位置づけて取り組むことが可能となっております。森林環境譲与税の充当事業としては、森林経営管理事業のうち、林業経営に適さない森林の整備、また現在彩の国みどりの基金を財源として実施をしている里山平地林整備事業などについても、今後森林環境譲与税の充当事業に切り替えていく方向性が県から示されるなど、森林環境譲与税の充当事業は多方面に拡大していく状況にあります。

皆野町では、こうした森林環境譲与税などを活用して最大の効果が上げられるよう、調査、研究、検討しまして、また東京電力等関係機関と連携をし、樹木、倒木の予防伐採等、森林整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 5番、常山議員さんから通告がありました3項目め、新しい台風に備えるためについてお答えいたします。

町道、林道に隣接する倒木等の撤去について、道路管理者であります町の関わりでございますが、私有地の立木は私有財産であり、その管理については所有者が行うものであります。このため町では、倒木等が町道、林道上にあり、通行を阻害する場合に限り、所有者の承諾をいただき、撤去を行っております。また、台風等で電線への倒木等を発見した場合には、東電、NTTへ町から連絡し、倒木等の撤去をいただいております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、いろいろと答弁をいただきましたので、順番に再質問を行います。

まず、1項目めのコロナ感染症対策については、①の状況については分かりました。もう申込みがあり、PCR検査が始まっているということが分かりました。

②の定期的なPCR検査、これがとっても重要だと私は思っています。この緊急事態宣言が2回も延長されて、コロナウイルス感染症に対する取組はまだまだ油断はできません。この町のPCR検査は、補正予算の第8号に計上された500人、1回限りの高齢者施設等の従業員に対する検査だったと思います。検査予算が計上されたのは本当によかったと思うのですが、本当は遅過ぎるのです。検査について政府の動きも遅いですし、やっ和高齢者施設等への重点的な検査について自治体に要請しました。本当に高齢者施

設等は人との接触が求められる。そういう現場で働く人は、前回の議会でも報告しましたように、感染を恐れる毎日だということです。皆野町は大丈夫だなんて、そんなことは思っていない。自分が感染源になってはいけない。施設で感染し、家族にうつしてはいけない。その板挟みの中で働いているということを知りました。

今回の町のPCR検査について、1回限りだけれども、そういう予算が通ったよという話をしましたら、介護で働く現場の人は1回きりの検査では意味があるのかと、もうその日は、検査結果が分かった日は陰性で大丈夫だと。では、次はどうか、次の日はどうかというような、本当に意味があるのかと、1回限りは。定期的にやってほしい。そういうふうに話していました。

ワクチン接種、先ほど答弁にもありましたが、ワクチン接種が始まっていますが、まだワクチンは感染収束への有力な手段だと思いますが、社会全体での効果が確認されるにはまだ時間がかかるというのが専門家の指摘です。今一番の取組は、こういう集団的なところ、介護施設だとか、町の医療機関だとか、いろんな集団の中で働く人たちの定期的な私は検査だと思うのです。1回限りの検査でなくて、定期的に行うということを再度検討していただきたいと思うのですが、答弁いただけますか。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんの質問にお答えいたします。

町の検査、県の検査につきましても1回限りということでございます。また、定期的にとというのが、どのぐらいの間隔でというようなことも検討していかなくてはならないかと思えます。また、町で実施するには財政的な問題、そういったことも考えられます。先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、現在実施をしている検査、今年度につきましても1回という考えでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 予算の関係もあると思うのですが、今度国の第三次補正予算というのが通りました、地方創生臨時交付金が1.5兆円と増額されていますが、この臨時交付金を検査費用として使うにはいろいろと制約があると、そういうことが言われていますが、使えないことではない。ぜひ研究してみてください。まず、1回は地方創生臨時交付金をそういうコロナ感染対策に使うようにして、それを今度はコロナの検査費用に充てていくという、押し出しの関係で検査に使うこともできる。ちょっとうまく説明できないのですけれども、使えないことはないということは専門家の人が言っていましたので、ぜひ検討してみてください。

そして、次の介護施設の新規入所者のPCR検査なのですが、今まで町でも65歳以上の人、基礎疾患を持っている人たちのPCR検査は事業を繰り越してやっていくということで、今度の今日、これから提案される令和2年度の補正予算第9号にコロナ感染症検査費助成250万円が繰り越されていますが、これというのは結局今までと同じような検査方法なのでしょうか。町と国が1万円、2万円出して、あと個人負担が1万3,000円ある。そういう検査を繰り越したということでのいいのですか。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

事業そのものを繰り越しておりますので、内容はそのまま、議員さんおっしゃったとおりでございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） この前、この検査というのは一応は3月31日までの検査ですが、継続されると。

だけれども、最近聞いた数字では、この検査を受けた人は5名だというふうに伺っているのです、今まで。町が1万円、国が1万円、2万円出して、そして自己負担が1万3,000円のこのPCR検査、検査を受けた人は5名だと、そういうふうに以前。それで、このことについて以前町の人にこの検査、町でやってくれるというけれども、どうと言ったら、検査は今のところはやらないよと。検査ができるという安心感だよというふうに、その予算だというふうに話している人もいたのです。本当にこの予算が繰り越されて、250万円が十分活用されるというふうには、やはり新規入所者の方にもぜひ無料で検査を行ってほしい。それから、入所者の家族にそういう検査を任せるのではなくて、行政だとか、それから介護施設にお願いして、新規の入所者の方にはもう半強制的ではないですけども、やってもらって、安心して施設に入ってもらおう。そういうふうにはできないでしょうか。どうでしょう。難しいですか。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 常山議員さんの再質問にお答えをいたします。

この事業ですが、1月中旬ぐらいまでは申請者がなくて、ゼロ人でした。ここ1か月少々で、先日も申請がございましては、今7人が申請しております。ようやく周知ができてきているのかなと思いますので、今後さらに利用者が増加していくと見込んでおります。また、介護施設でも検査を受けてくださいというようなことも始まっているようでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ感染を防ぐ、そういう観点から、集団の中ではしっかりとしたPCR検査、これからもやってほしいと思いますので、1番についてはこれで終わりにします。

2項目めの子供の均等割軽減について、いろいろと税務課長から答弁をしていただきました。激変緩和措置の減少もあり、この18歳までの均等割、減免は難しいという答弁でしたが、本当に国民健康保険で加入者の数に応じてかかる均等割は1人幾らと、収入のない子供にもかかる保険税です。子供が生まれると税負担が増え、国保税が高くなっていく。高い国保税の根本には、国保に対する国の負担割合が減少していることや、ほかの健康保険にはない均等割だとか平等割があるということにも、私は関係していると思っています。

平成30年9月の議会の中で私の質問に、その翌年の平成31年4月から、子育て支援の観点から第3子からの均等割を減免すると答弁をしていただきました。当町は、国保税子供均等割減免については全国的にも進んだ自治体となっているのです。しかし、聞いてみると、実際減免が行われているのは申請が必要で、また、税金の滞納がないことも条件にあるのです。そこで、お聞きしたいのですけれども、現在の第3子までの均等割の減免申請の状況についてお聞きしますが、対象世帯数と人数、また実際にそれでは減免を受けている世帯と人数はどうなっているのか、課長、お願いします。

○議長（若林光雄議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 5番、常山議員さんからの再質問にお答えを申し上げます。

多子世帯、第3子以上の減免の状況でございます。対象世帯につきましては13世帯、対象者数17名。申請をいただきまして減免をしている内容ですが、世帯数6、3子以上の対象者8名減免してございます。減免額としましては12万3,840円でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 今課長から答弁いただいた、数字を述べていただいたように、本当に半数以上、

半数も減免されていないのです。本当に減免の条件があることは分かるのですけれども、残念な状況です。

今度、令和4年度から国の取組として、就学児、未就学児に係る均等割の軽減というのは、減免の条件、例えば申請だとか税の滞納だとか、そういうのに関係なく、子供の均等割が軽減されると理解してよろしいのでしょうか。もう一回、すみません。

○議長（若林光雄議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 常山議員さんの再質問にお答えを申し上げます。

こちらにつきましては、法定の形の減免となりますので、申請等は必要なく、税に滞納はあったとしても制度として減免されます。今現在現行で軽減をしております2割軽減、5割軽減、7割軽減ございます。こちらにつきましては、低所得者世帯を対象とした軽減でございます。今回増えますのは、子供さん、未就学児、こちら5割という形で軽減される内容となっております。既に低所得者世帯としまして2割軽減をされている世帯につきましては、6割軽減となります。5割軽減の方につきましては7.5割、7割軽減では8.5割という形で制度が拡充される内容となっております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 分かりました。やはり国の制度というのがよくなれば、町もそういうふうになっていくということが大変よく分かったと思うのですけれども、やはり政府が全国知事会や地方団体の声に本当に押されて、令和4年度から未就学児までなのですけれども、均等割の軽減をするということを決めました。やっとな国が動いたわけです。

最後になるのですけれども、先ほどの答弁で、18歳までの均等割減免に必要な額は現在140人で240万8,000円、それが必要だと。ぜひ国や県からこの軽減に対する財源も入ってくるわけなのですけれども、一般会計から繰り入れて、200万円です。子育て支援として、町独自の施策として、この18歳まで均等割を減免して、それを実施していただきたい。これは町長に何うしかないのですけれども、課長の答弁だと難しいと言っていますけれども、町長、覆しても大丈夫ですから、ぜひいい返事をしてください。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 前回でしたか、前々回でしたか、同じような質問を受けたことがございますし、研究してみるという答弁を私もしてまいりましたが、国保税においては多子世帯の支援として第3子以降については免除しております。国保会計への一般会計からの多額な繰入れや、現在63市町村で3番目に低い国保税率の改定も検討が必要な状況の中にありますので、現在の多子世帯支援を継続して、全ての子供の減免は考えておりません。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 研究した結果なのでしょうけれども、ぜひ本当にこれから国保税は県で統一化ということもされて、そういうことも検討するようになってくると、ますます国保税は上がってくると思うのです。そういうときに子育て支援として町でやっていく、こういうことをやっていくということが必要ではないかと思いますので、また研究して、検討してみてください。よろしくお願いします。

最後の3項目めの新しい台風に備えるためにということで答弁をいただきました。課長からも、産業観光課の課長からも秩父市の例だとか、それからあと森林環境譲与税を使ってというような話も出てきましたけれども、先ほど答弁にあったように、地球温暖化が本当にその影響で台風がスーパー巨大台風になっていって、そうした台風がどんどん襲ってくると、そういうふう予測されています。また、台風の時期

だけでなく、先ほど言いましたように、大雪のときもそうでした。そして、最近はかなりの強風が吹く日もあって、道路に枯れ枝が落下し、交通の障害になって、建設課に撤去をお願いした例も聞いています。今回の質問は、本当に道路脇の樹木に対して何か対策が打ていないかというものです。

令和元年の台風15号、19号の後、町の区長会は千葉県を視察して、台風の爪跡を見てきたわけですが、その中でやはり道路脇の樹木が停電を引き起こしたということが本当にショックというか、印象に残って、参加者の方からお話を聞きました。特にそうした樹木が電線にかかっているというのを皆野町内でもよく見受けられると思うのです。大変危険です。電線も関係していくと、町だけで勝手に切ることでもできないし、先ほどの答弁の中にもありましたように、秩父市は東京電力とそういう協定を結んで、災害予防のための樹木伐採等に関する協定を締結したと、市長のホームページに出ておりました。本当にその取組に使われている財源が、先ほど答弁にもありました、平成31年から交付されている森林環境譲与税です。私もそれをぜひ利用してもらって、当町もこうした対策を行って、もう今からやらないと、いつ災害が起こるか分からない。その被害を最小限に抑えることが大事だと思うのですけれども、これはどなた。課長、お願いします。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 5番、常山議員さんの再質問にお答えします。

森林環境譲与税を充当する場合がありますが、地方公共団体も市町村のほうに一定の裁量は認められておりますが、基本的には森林整備に使われるのが基本となっております。秩父市さんが昨年協定を結んで、今年度実施しておられますので、話を聞かせていただきました。今年度については、市有林を対象に予防伐採を実施すると。しかも、市有林の森林整備の予防伐採という位置づけで実施をしているというお話でした。今年度の予算が1,500万円かかったと聞いております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） お金もかかるし、そういう森林環境譲与税の使い方というのもいろいろと制約があるのかなと思いますけれども、木を切る、それはこの基金を使っても別に大丈夫ではないかなと私は思いますし、この中の基金を町は積み立てるということになりましたけれども、これを使って、基金を使って、どういうことをしようと。全然計画もなくやるのかな。そうではないと私は思うのです。やっぱりこの基金を使って、ある程度の積み立てができれば、こういうことをやりたいと、そういうことはあるのですか、考えとして。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 5番、常山議員さんの再々質問にお答えします。

森林環境譲与税の充当事業ですが、まず秩父地域1市4町が森林林業活性化協議会を設立しまして、共同で森林施業に取り組んでおります。今年度の負担金の額はそれほど多くなかったわけですが、来年度については様々な事業に取り組みます。例えば森林経営管理が適さないような事業についても、協議会のほうで事業実施主体という形で、協議会のほうの森林施業が拡充する方向にありまして、来年度一般会計の当初予算にもものせていただくわけですが、皆野町の負担金がおよそ200万円ぐらいに増額となります。それ以外は、町のほうで充当して森林施業を実施できるわけですが、様々今先ほど聞いていただきましたけれども、いろんな事業が今並行して動いております。例えば森林経営管理事業についても町が事業主体になるわけですが、再委託を民間の企業体にできれば、民間事業体のほうで実施

できるわけですが、できない場合は町が事業主体になって、直営で実施することが必要であります。その場合は、森林環境譲与税を充当することになります。それ以外にも、これまでほかの財源を元に実施した事業も、森林環境譲与税を充当する方向性も示されております。そういった状況でありますので、様々な状況も勘案しまして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 森林環境譲与税を全て対応に使えと、使ってほしいと言っているわけではない。もしそれが駄目だったら、やはり町の予算としてちゃんと使って、それでこの対策、本当に新しい台風に備えるために、災害対策として予算を取ってやってほしい。本当にそれが、町民や皆さんの安心、安全を守るために必要なことではありませんか。それが予想される、そういう災害が予想されているわけですから、それに対策を取っていくということは、やっぱり行政のやる仕事だと私は思うのですが、町長はどう思います。町長のほう、向こうから来ると、かなり電線に樹木が垂れ下がっています。私ずっと見てきたのですけれども、どうですか。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 全て町有林であり、町の立木であるならば、議員おっしゃるようなこともできるかもしれませんが、ほとんどの森林が私有林でありますし、所有者がおって、そうして大事に育ててきた立木であります。そんな関係もありますので、私こう見ておりますと、東電さんが支障木等につきましては所有者の了解を得て、伐採等もしていただいております。よほどのここは極めて危険だと思われるようなものにつきましては、町でもそうしたものを対応してまいりたいと考えておりますけれども、所有者があり、本来所有者がそうした対応をしていただくべきものだと、こんなふうにも思っておりますので、十分そうしたものが予想されるようなところにつきましては対応してまいりたいと思っておりますけれども、質問者がおっしゃるように、なかなか所有者対町、難しい部分もあります。要望には応えたいと思っておりますけれども、ではどこでどういうことが起きるのかというのはやはり予測が難しい状況でもありますので、担当課とも十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

質問はこれでおしまいにしてください。

○5番（常山知子議員） 分かりました。先ほど建設課長からも私有財産の問題なのだという事も答弁にありましたけれども、やはり今度の森林環境譲与税というのは、そういう所有者の森林も点検して行って、これは持ち主が分かるとか分からないとか、いろいろとそういう点検もする予算にはなっているわけですね、そういうのに使うように。そういうのも生かしながら、やはり所有者と連携というか、お願いをして、やっぱり町としてどうですかということを皆さんにお願いしていくということも必要ではないかなと思います。災害が起こってからではもう本当に遅いですから。ぜひそういう点でも町としてやっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時43分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若林光雄議員） 8番、新井達男議員の質問を許します。

8番、新井達男議員。

〔8番 新井達男議員登壇〕

○8番（新井達男議員） 8番、新井です。通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

コロナ禍と観光客の自粛の中、観光トイレは誰もが外出したときに、老若男女問わずお世話になるところではないかと思えます。公衆トイレの始まりは明治時代と言われ、1872年に日本で初めて横浜に造られました。造られた理由は、何と町の中での立ち小便をなくすためだったと言われています。一般論として、公衆トイレは暗い、臭い、汚いの3Kの中のどれかと言われることが多々あります。

そこで、①、個別の公共施設の整備計画があるその中に、公衆トイレの計画はあると思いますが、方向性と進捗状況をお知らせください。また、町が管理する公衆トイレの現状と清掃等の管理体制はどのようになっていますか。

最近、県外から来られた方が、洋式の公衆トイレはないのですかと、尋ねるのを時々耳にします。例を挙げますと、中三沢観光トイレを利用しようと若い女性の方が、そして高齢者の方でしたが、下三沢観光トイレのトイレを紹介し、さらに秩父華厳の滝では日野沢小学校グラウンド脇の観光トイレを紹介した話を時々聞いております。

そこで、②、そのうち腰かけ式、いわゆる洋式トイレと多目的トイレの実態について。

現在では洋風化が進み、和式のトイレより洋式のトイレが主流になってきています。町内においては、観光トイレも一部が洋式や、多目的トイレが設置されている公衆トイレが町内においても見られるようになってきました。

そこで、③、和式から洋式への改修計画はあるのか、そのタイミングはいかがですか。

全体を通して、照明はLED照明、手洗いは一部自動化になっているところはございますか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 8番、新井議員さんからの一般質問通告書に基づき答弁をいたします。

1点目の皆野町公共施設個別施設計画の中の公衆トイレの方向性と進捗状況についてですが、現在皆野町公共施設個別施設計画案を取りまとめ、3月1日から15日までの間、パブリックコメントを実施しております。その後、3月末の策定を予定しております。個別施設計画における観光トイレの方向性ですが、老朽化等により使用休止となっている2施設以外は、今後も継続して維持してまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典） 8番、新井議員さんから通告がありました質問事項1、町管理下の公衆トイレの改修について、その中で観光トイレの関係についてお答えいたします。

現在町が管理をする観光トイレは町内18か所、そのうち町施設が16か所、町以外の施設は二十三夜寺観光トイレ、野巻椋神社トイレの2か所です。トイレの清掃は、平成25年度から令和元年度まで、秩父市内の業者に業務委託をしておりましたが、令和2年度は皆野町シルバー人材センターに委託をしております。ただし、排水の配管の清掃等特別な業務につきましては、引き続き秩父市内の業者のほうに業務委託を行っております。

今年度の一般清掃の業務の回数は合計で300回で、トイレの使用頻度により配分を行っております。例えば一番回数が多いのが、町なか観光トイレ、旧バス発着所のところのトイレですが、これが週2回、また山間部のトイレにつきましては月1回から2回となります。清掃後の確認は、担当者が適宜実施をしております。保守点検は、浄化槽のあるトイレ7か所につきましては、年3回から4回、循環式トイレ2か所については年間2回以上、使用頻度により追加をしております。

多目的トイレのある観光トイレは、皆野地区で平成23年度設置の萬福寺の観光トイレ、令和元年度設置の町なか観光トイレ、日野沢地区で平成24年度設置の日野沢観光トイレ、金沢地区で平成29年度設置の金沢観光トイレ、三沢地区で平成22年度設置の芳の入観光トイレ、そして県施設で平成9年度設置の二十三夜寺の駐車場にある観光トイレです。このほか水洗式のトイレのあるものは、親鼻河原観光トイレの循環式トイレ、日野沢華厳の滝の循環式トイレの2か所です。多目的トイレの導入基準は特にございませんが、近年は新規設置のトイレの場合は原則多目的トイレの設置をしております。

和式トイレから洋式トイレへの改修は、令和3年度に三沢地区の八幡神社観光トイレで1基、中三沢観光トイレで2基予定をしており、令和3年度当初予算案に計上させていただいております。令和4年度以降については未定です。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） ありがとうございます。

先ほど質問した中で、今答弁いただきましたけれども、令和3年の一般会計予算に公衆トイレ、観光トイレですか、が予算計上されたということ。上三沢と中三沢ですか、やってもらうということ、非常にありがとうございます。上三沢の観光トイレに関しましては、八幡神社の境内にあるわけですが、これはかなり前に建設されて、グラウンドで多くの人たちがゲートボールとかグラウンドゴルフをやって、やっぱり高齢者がトイレを使う場合、やっぱり和式のトイレだと非常に大変だということで、できれば早く、早く洋式のトイレ、便座式ですか、それを造ってもらいたいということで地元の人たちからも大分言われていました。今回、そういうふうな形でできるということは本当にありがたいなというふうに思います。また、中三沢の公衆トイレも同じに改修していただくということを大変うれしく思います。

それで、これ改修するということなのですけれども、先ほどちょっと言いましたけれども、暗い、トイレというのは暗いイメージがあるのですけれども、あれ明るいLEDを使うということはどうなのでしょう、LEDの照明。さらにもう一つ、私は最近のトイレ、思うのですけれども、多目的トイレですけれども、どこことなく多目的トイレというのは閉鎖的な、そんな感じがするのですけれども、あれを何とか閉鎖的でないような、誰が来てもトイレがあるのだなとか、閉鎖的でなくて、開放的な感じのトイレが設計できないものなのかというふうにいつも感じているのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 8番、新井議員さんの再質問にお答えします。

トイレの電灯のLED化についてですが、LEDにした場合、その分電気料がその後安くなる場合がありますので、検討をさせていただきたいと思います。

それから、多目的トイレの開放的な感じにできたらどうかということですが、これについても検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） とにかく私もよく最近のトイレというのは、何となくこう。今回八幡神社ですか、八幡様にある観光トイレ、あそこは非常に開放的で、冬場にトイレに行くと非常に寒いという感じがするのですが、今現在最近のはどうもプライベートなことがあるのかどうか分からないのですが、プライバシーを考えただけあるのか分かりませんが、何となくこうドアが閉まって、閉鎖的だなというふうな、そんな感じがするのですが、この点は検討していただいて、さらに④ですが、全体を通しての今これから質問になりますが、再々質問になりますが、④の役場駐車場の公衆トイレの改修の予定計画はございますのでしょうか。ございましたらお願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

役場駐車場の公衆トイレの改修予定計画についてですが、このトイレにつきましては日常的な利用、それから秩父音頭まつりなどのイベントのときに使用いたしますので、当然必要なトイレということになりますので、個別計画の中では令和4年度の更新を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） ありがとうございます。

全体を通して、とにかく観光トイレということで、これから皆野町に来られた観光客の皆さん、あとは視察に来られた方たち、皆野町を視察に来られた人たちに対して、あそこのトイレはよかったなというふうな印象づけるような公衆トイレですか、これからできることを要望して、簡単ではありますが、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（若林光雄議員） 次に、9番、林豊議員の質問を許します。

9番、林豊議員。

〔9番 林 豊議員登壇〕

○9番（林 豊議員） 9番、林豊です。こちらの通告書のほうではかなり細かいことが出ていますが、傍聴の方々や、また我々のところに来ているのは、1がGIGAスクールについてと、2がコロナ対策事業の運用についてと、非常にあっさりとしていますので、簡単にそれぞれについての要約をいたしたいと思いますが、GIGAスクールにつきましては、さきの議会のときにもお願いしたとおり、分かりやすいように説明をしていただきたいということで、まず1項目めの（1）としまして、国が提案している

G I G Aスクールとはどのようなことをするのか。具体的にどのような教科でどのような運用をするのか、それがどのような目的か、目標なのかということを示していただきたいと。

(2) としましては、コロナ禍によりまして、これ実は次のコロナ対策事業の関連も非常にあるなど、いろいろ検討する中でも出てきたのですが、本来ならば何年かにわたってかかる機材の費用が今年度中にほぼそろってしまいまして、来年度当初からこのG I G Aスクールと呼ばれる事業が実施されるような運びになっているかと思えます。当町において、小中どのような内容で、どんなことを始めていくのか。そして、それが1年後、3年後、大体5年後というようなスパンでどういうふうに進んでいくのか、計画があれば教えていただきたいなというふうに思っています。

また、G I G Aスクールの国の目標とは別に、当町の独自の目標等がありましたら、それも教えていただきたいなというふうに思います。

G I G Aスクール構想という名目、名前、それから使うものがパソコンであったり、いわゆる個人、児童生徒全員に1人1つずつのタブレット、タブレットといっても、実物があれば持ってきていただければよかったですね。要望しておけばよかったです。結構大きなものになるようなのですが、タブレットを持たせましてやると、実施するということで、何か魔法のようなことができるのかなというふうに誤解してしまうようなことがあります。タブレットにしても、実際問題としてはノートや教科書と同じ道具でしかないわけですね。使わなければ何もならない。使い方が悪ければ、うまいこと成果は出ない。これはみんな同じなのです。その辺のそういった誤解のないように運用していただきたいなと思います。

それから、来年度予算の大綱の中でも、これに関しては教員の養成のために数百万円ですか、大綱の3ページのところには583万円ですか、予定しているようですが、結構大きいなと。教師が、教員が効果的な授業手法をということなのですが、少し思ったり大きいなと思えますが、それだけのものをかけてやる内容が実際どんなものか、具体的に分かりやすく説明をいただきたいと思えます。

G I G Aスクールについて、大まかにこんなことをお聞きしたいと思います。実際の内容については、教育委員会のほうにお任せしてありますので、それを聞いてからまた再質問をしたいと思います。

2項目めのコロナ対策事業の運用についてということなのですが、これを見ただけでは何が何だかさっぱり分からないのですが、実際に実は私としては今回の質問では、観光事業について質問する予定でございました。その一番最初に出てきたのがAR事業と呼ばれるものでして、議員のほうには2月中に、たしか1週目の週末、2週目の週末でしたが、土曜日の午後に1時間ぐらいの聞いたところによるとプレゼンの画像というのが配信されたということなのですが、さきの議会ではそれのことなのかなというふうに私は誤解をしていたのですが、実際のこのAR事業というのはそれではなくて、そこの中に出てきている10か所の中に、場所に、いわゆるQRコードですか、それが設置してあって、それを読んで、スマートフォンや何かで読むと、そのスポットがどんなことがあるのかというのが紹介されるというふうなものであるというふうに理解しました。この辺の点についてもこれで間違いないのか。そうではないよと、それだけではないよということがあったら、追加で教えていただきたいのですが、聞くところによりますと、実はこのAR事業というのは、観光庁から出された、いわゆるコロナ事業、コロナ対策費で2,000万円、100%の補助でやっているということなのですが、内容を見ますと皆野町町内の10か所のスポットについてこういう事業を行ったというのですが、その10か所の選定というのがちょっと前にいろいろありましたけれども、ちょっと不透明なのではないかというふうに思ったところですね。誰がどのようにして10か所を決めたのか。いろいろ聞いてみますと、10月から10、11、12と3か月間、月1回の会議を持って、1月は予定し

ていたけれども、緊急事態宣言等で持ち回りになったというようなことも聞きますが、先ほどプレゼンの動画が2月の中旬には出来上がっていますから、それから逆算して考えると、去年の年末にはほぼ内容について決まっていたのではないかなと思われまます。

2,000万円の100%補助の事業ですから、これなかなか皆野にとっては大きなものだったのですが、実際にこの2,000万円が落ちるのは町内ではなくて、いわゆる動画をつくったりなんなりする大きな企業に行ってしまうので、何かもったいない気がします。そんなわけで、このコロナ対策事業の運用についてというふうに題目を変えたわけですが、なぜそんなことを言ったのかといいますと、先ほどのGIGAスクール関係にも出てきて、関わってくるかなと思うのですが、昨年第2弾ですか、コロナ対策事業の中で、教育委員会のほうからいわゆるオンライン授業のための設備、個々の設備、いわゆる無線内容のWi-Fiの設備かと思うのですが、その補助金の補助金を出すというのが出ていまして。これは今もう期限が切れましたから、載っているかどうかは分かりませんが、皆野町のホームページを開きますと、コロナ対策事業の中に入っていました。各戸に対して1,000円か2,000円で、額としても大したことではないのですが、聞くところによりますと、募集をしたところ、約50件余りの応募がありまして、一応それで受付は終わっているというふうに聞いています。

この事業につきましては、いろいろ調べてみますと、ちょうど昨年今頃学校が2か月間にわたって休業になったわけですが、そういった事態の下に、家庭と学校をつなぐ、いわゆるオンライン授業をするための設備の補助ということなのですが、実際にはこれから先、そのような事態が起こることはまず考えられませんし、これから先、先ほどのGIGAスクールが進んでいけば、タブレットを家に持って帰ると、持ち帰りで使うようになれば、確かにそういう需要も出てくるかなと思いますが、そうなるのもちょっと時間があるのではないかなと思われまますので、この補助事業については額も少ないこともあるし、一旦はこれ取りやめたらどうかというふうに思います。

それはそれとお聞きしまして、またその取りやめといいますか、執行をやめたらいいのかなと思うところに至った一つのきっかけとしましては、もう一つのコロナ対策事業の打ち切ったものがあります。それは、パッケージの第1弾だったと思うのですが、独居老人向けの月に1回、文房具であるとか、身の回り品であるとか、食事といいますか、お昼か何かを約1,000円程度のものを月に1回配るという事業がありました。あれは去年の6月から今年の3月までの予定だったようなのですが、聞くところによりますと、今年に入ってから配布する人たちの手配がなかなか思うようにいかず、やめになったというふうに聞いています。受け取るほうは、なかなか確かにいろんないいもの、悪いものといいますか、その時々によってはいいな、ちょっとなということはあるようですが、やはり人が来てくれて話ができたりということも含めておおむね好評だったというような部分もあるのですが、それが突然、緊急事態宣言の関係もあるのかなと思いますが、打ち切られてしまったという、残念だということはあります。

コロナ対策事業からの補助金といいますか、国からのお金というのは非常に多岐にわたり流用が可能で、大きな額が当町においても来ているわけですが、実際に有用なのか、それとも執行が必要なのかということとは少し見極めをしたほうがいいのではないかなと思ひまして、今回コロナ対策事業の運用ということでAR事業及び独居老人向けの打ち切りについてを質問いたしたいと思ひました。

実際先ほどちょっと触れましたが、実際にはこのAR事業に関してといいますと、事業の云々よりも中身として、観光についてということが言いたかったわけですが、観光についてもいろんな機会がコロナによって、去年は観光事業ができなくなったことがたくさんありました。この際、今年はどうなるかというの

はまだ分かりませんが、この際金が取れる観光事業と、それから内向きのいわゆる行事と、しっかり分けてやっていただけたらというのが当初の目的だったわけですが、AR事業については答弁の内容によってまた再質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 教育長。

〔教育長 新井孝彦登壇〕

○教育長（新井孝彦） それでは、9番、林議員さんから通告いただきました一般質問通告書の1の質問事項、GIGAスクール構想の目的や運用方法等についてお答えいたします。

GIGAスクール構想とは、児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークとを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰ひとり取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質、能力を確実に育成できる教育ICT環境を実現することを目指しているものでございます。Society5.0時代に生きる子供たちにとって、タブレット端末を鉛筆やノートと並ぶマストアイテムとして位置づけ、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師や児童生徒の力を最大限に引き出そうというものでございます。町民の皆様に分かりやすくご説明するために、3月の「広報みなの」にも2ページを割いて掲載させていただきました。

具体的な教科や運用方法等につきましては、当町といたしましては国の学習指導要領を踏まえ、国から示された各教科におけるICTの効果的な活用例や、先進校の様々な取組を参考にしながら、町の実態に即した柔軟な運用と、学校の主体的な取組を支援してまいります。また、当町では、子供たちの学びの質の向上のため内容を限定せず、できることから始めていくというコンセプトで推進してまいります。まさにトライ・アンド・エラーの精神で試行錯誤しながら よりよい学習活動が各校において推進できるように努めてまいります。

令和3年度は、全ての教職員が端末を使った授業を行い、全ての児童生徒がこの端末に触れ、そのよさや効果を実感することを目標とします。教育委員会といたしましては、全小中学校に対して1人1台端末導入に係るICT活用推進という共通テーマで研究委嘱を行う予定です。各学校における実践を町全体で共有、蓄積していく中で、1人1台端末の効果的な活用について研究、推進していくものでございます。教職員は、スモールステップで指導力を向上させるとともに、研究の成果を踏まえ、次年度以降の取組を充実させていくことが期待されます。将来的には、全ての教職員、児童生徒が必要に応じてタブレット端末を効果的に活用できるレベルまで段階的に活用率を向上させ、タブレットの持ち帰りが当たり前になり、必要不可欠な文房具として機能できるようになることを目指して、学校や家庭を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典） 9番、林議員さんから通告がありました質問事項2、コロナ対策事業の運用について、(1)、AR事業についてお答えいたします。

今年度新型コロナウイルスの感染拡大の防止を背景に、観光庁により誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業が実施され、皆野町から応募した計画が観光庁から採択をされました。この実証事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式の変化が進んでいるため、国内国外の観光客が安心して観光を楽しむことができるよう、新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応した着地整備を図るというものです。皆野町の計画は、花、ジオパーク秩父、雲海、夜景、星空観賞、秩父音頭等、

観光のスポットとして名高い美の山を中心に据えたもので、テーマを定めて、それぞれ町の魅力的な観光資源に誘客を図るというものです。

ARポイントの数は、実施金額の制限があるため、10か所に限られました。ARポイント決定に至る経過ですが、観光庁の採択を受けた計画に基づきまして、10月の第1回検討会議におきまして美の山を中心に各テーマを決定、そして11月の第2回検討会議で各テーマに即して事務局で用意をさせていただいた案、たたき台になりますが、これに対して検討会議の委員の皆様から忌憚のないご意見をいただき、その意見を踏まえて決裁をいただいております。10か所のARポイントにつきましては、まずかつて古秩父湾が広がり、現在は夜景、星空鑑賞で名高く、雲海が望め、桜、ツツジ、アジサイが咲き誇り、秩父音頭の生みの親である金子伊昔紅氏の銅像がある美の山公園内の4か所が決まりました。

そして、そのほかの6か所は、各テーマに即して選定をすることになりました。道の駅みなのは、皆野寄居バイパスの皆野長瀬インターチェンジ下車数分で立ち寄ることができ、皆野町の玄関口とも言えます。敷地内にはJAの直売所などがあり、連日多くの観光客、地元の買物客などでにぎわっております。テーマは観光PRです。

また、皆野町は、秩父音頭の発祥のまちとして知られ、秩父音頭と俳句のまちづくりに取り組んでおります。その秩父音頭の生みの親でもある俳人、金子伊昔紅氏や俳人、金子兜太氏ゆかりの壺春堂が選定をされました。テーマは秩父音頭です。

日野沢地域では、秩父札所34番、日本百観音結願寺の水潜寺と秩父八景の一つに選ばれている秩父華厳の滝が選定をされました。テーマはジオパーク秩父です。

旧ムクゲ公園、現在Mahora稲穂山は美の山の中腹にあり、皆野の市街地や秩父の山々が一望に見渡すことができます。季節には、秩父紅などの福寿草やムクゲの花々が咲き誇り、また公園内には秩父地方で最古の古墳とも言われる稲穂山古墳があり、古代の歴史を今日に伝えています。テーマは花です。

そして、最後に毎年多くの観光客を集める秩父高原牧場のポピーに決まりました。テーマは花です。

国の天然記念物に指定された前原の不整合、世界的にも珍しく貴重な紅簾石片岩などは今回選定をされませんでした。このAR事業の実施期間は、令和4年12月までの2年間となります。更新をする場合には、令和4年度に改めて検討する必要がございます。スマホを片手にARポイントでQRコードからアプリをインストールし、マーカーにスマホをかざせば、動画など映像や音声の流れます。これが本体になりまして、先日モニターツアーで流れたものはプレゼンテーションになります。町内ばかりでなく、町外の皆さんも乗用車などでARポイントを回りながら、買物などしながら、皆野町の風土のよさなどを感じ取り、皆野町への移住、定住のきっかけになってくれればと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 9番、林議員さんから通告のありました質問事項2、コロナ対策事業の運用についてのうち、2項目めの独居老人向けの生活必需品等の配布事業についてお答えいたします。

皆野応援パッケージ第1弾として、昨年6月から実施しておりますこの事業は、皆野町社会福祉協議会の事業に位置づけられたひとり暮らし高齢者給食サービス、ひとり暮らし高齢者近隣見守り活動、ひとり暮らし高齢者家庭防火訪問のそれぞれの訪問時に、生活必需品等を配布しているものでございます。対象者は現在193人おり、毎月第3の水、木、金曜日にボランティア約50人が20班に編成され、見守り訪問活

動を行っております。1月7日に発令された緊急事態宣言により外出自粛が呼びかけられたことから、ボランティアの皆さんが訪問活動を中止したため、1月と2月は配布することができませんでした。なお、昨年の4月、5月の緊急事態宣言発令中も、同様に訪問活動が中止されておりました。この事業の実施に当たり、皆野町社協を通じてボランティアと協議しており、あくまでも見守り活動が中心の事業でございます。日中についても外出自粛が呼びかけられている緊急事態宣言中のため、活動の中止はやむを得ないと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） それでは、再質問をさせていただきます。順番がちょっと変わりますけれども、片づくのが早いほうからということで。

今健康福祉課長のほうから答弁のあった見守り関係のほうからお願いしたいと思うのですが、答弁について、内容については大変よく理解できる内容ではあるのですが、もともとが独居老人の見守りなのですから、緊急事態宣言があったにしても、昼間の段階で、例えば直接会わなくても声をかけて、食べ物で悪くなるようなものでは困りますけれども、そうでなければ、置いておきますから後で取ってくださいというようなことでも、やりようによっては可能だったのではないかなと。また、やはり独居老人の方々というのはふだんあまり人との接点が少ないわけです。だから、声をかけていただくだけでも随分違ったのではないかなと思いましたが、何か方策があるのかなというふうに思いました。ただ、答弁の内容については理解できることも多々あるので、これ以上のことは言いませんが、今後こういうことについてはできるだけ工夫次第で続けていただきたいということで要望をしたいと思います。この件についてはこれで結構です。

次に、G I G Aスクールについてですが、G I G Aスクールは非常に教育長がいい答弁といたしますが、当たり障りのないと言ってしまふといろいろあるのですけれども、内容としては当然の答弁だったかなというふうな感じもしますが、実際問題として教育長の答弁の中にもあったとおり、タブレットが我々にとってはすごい機械だなというものなのですけれども、現実問題としてはノート、教科書と同じ道具なのです。それを使って、使いこなしてというふうに言われましたけれども、使わないと何もならない。だから、結局のところそこなのです。パソコン、コンピューターによる教育支援というのは実は昨日、今日始まったことではなくて、もう随分前からいろんな形で私自身も関わったこともあるのですけれども、結局どこにかかってくるかというと、生徒がやるかやらないにかかってくるのです。そこにはまた非常にやる生徒と、全然やらない生徒との格差というのがすごく大きくなってきます。ましてや、これが当初は多分1年ぐらいは難しいかなと思いますが、各家庭に持ち帰りができるようになると、飛躍的に差が広がる可能性があります。なぜならば、タブレットの持っている能力で言えば、学校の先生、今さっきのG I G Aスクール構想の教員の養成というようなことがあるように、先生のほうがまずは現状においては全然追いついていません。ところが、実際に外へ出れば、言うのもおかしなものなのですが、学習塾であるとか、大手予備校なんかはもうかなり前から配信という形で授業を、自分のところの授業そのものを送っているわけです。だから、もしかしたらというよりも、恐らく何人かは町内にもいるかと思うのですが、もうコンピューターを使って、そういった予備校の授業を自分の家で受けている人もいるかもしれない。そういったことも可能ですし、もちろんそうなると、これから研修をして、使っていこうという先生とは、ある意味では桁違いの能力ということになりますから、これは物すごく将来的なことになるかも

しませんが、コンピューター、AIが人間の先生を凌駕して、それに代わるということを言い出す人もいるくらいなので、随分しっかりやってもらわないと、教育委員会及び今の先生たちも大変だなと思います。

ただ、全てができるわけではありません。そこのところを、実はもうちょっとお聞かせ願いたいなと思ったところです。学習指導要領の中にどんなことが書いてあって、どういうふうなところに使えというふうに指導してくるのか分かりませんが、限界は結構あります。各教科というふうに言われましたから、実際にどの程度の時間の割合を使うのか。単純に何割程度ということでもいいかと思いますけれども、タブレットを使った授業、各教科、どれぐらいの割合使っていくのか。

また、見通しとして結構なのですが、先ほど自分でも言いましたけれども、家庭への持ち帰りというのはいつ頃、どういう点で、どういうところに考えているのか。お考えがあれば、まだ時期尚早で、ここまでいっていませんよというのではそれでも結構ですが、お考えをお聞きしておきたいと思います。では、よろしくお願ひします。

○議長（若林光雄議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 林豊議員の質問にお答えします。

初めてやることで、児童生徒も、それから教職員も正直戸惑っているのではないかなというふうに思います。したがって、まさにトライ・アンド・エラーで、失敗もあるかもしれませんが、とにかく子供たちの学びを保障するために前に進めていくというのが大前提でございます。したがって、6時間授業の中で6時間全て使うときもあるかもしれませんが、その日は一回も使わなかったという日もあるかもしれません。一般的には、数学とか社会科とか、考えられるような教科もありますけれども、教科を限定せずに、保健体育でも美術科でも音楽科でも、技能系の教科に関してもタブレット端末を使ったいろんな創意工夫した授業が展開できるのではないかなというふうに予想をしております。したがって、いろいろ不安はありますが、教育長としては期待を込めて、小中学校の教職員にエールを送っております。教職員の中にも、タブレットに対して違和感を示す者もないと言ったらうそになると思いますので、やはり初めてやることに対して積極的にやる教職員と、そうではない教職員の格差も出てきます。それも承知の上で、それでもみんなで子供たちのためにやっていこうと。教職員の指導力を向上させることがとても大切なのだというふうに私は思っております。

したがって、持ち帰りも一日も早くというふうに私は思っておりますが、学校の現状であるとか、持ち帰りをしたの指導がどういうふうになればいいのかということも、教職員の主体的な取組が基本ですので、学校の準備ができ次第、順次持ち帰りも可能になっていくのではないかなというふうに思っております。具体的な期間が申し上げられなくて申し訳ないのですが、私の考えは以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） ある意味大変いい答弁なのかなと思いますが、とにかくやりようといいますが、教科に関係なくといいますが、全教科にこれは利用できます。体育だろうと美術だろうと。いわゆる画像は今まで学校の教育現場の中ではほとんど使用できなかったわけです。教員のほうが何か画像を使いたいなと思っても、そういう教材がほとんどなかった。ところが、タブレットを各生徒が持ち、それに対応するような動画資料なり動画教材があれば、例えば修学旅行は要らなくなってしまうわけです。実際京都行きましようと、今日は京都旅行だといって歴史、美術云々が全部できてしまうわけです。

私が思うに、学校でのタブレット、こういったものを使った授業というのは、塾予備校なんかで使って

いるような授業をそのままやるなんてつまらないことをやらないで、いろいろな事柄があるのです。変なことを言えば、ゆとり教育なんてありましたが、ゆとりのときにこんなものがあれば、それこそ大成功でいろんなことができたのではないかと思うくらいです。だから、ある程度の制限というのは必要になるかと思いますが、あまり教員のほうに制限といいますか、縛りをかけないで、何でもいいからどんどん使ってくれと。今までは曲線のグラフなんか書くの大変だったわけです。また、いろんな美術の絵が描き上がっていくという過程を見るのもなかなか難しかったのだけれども、動画を使えば、そういった資料さえあれば何でもできてしまう。そういう非常にある意味夢のあるようなことができるので、そういったことをどんどん利用していただきたいなと思います。

また、今教育長から出てきた家庭への環境についての内容なのですが、これについては先ほど最初の質問の中にも言ったとおり、昨年度オンライン授業の関係で補助を出すといった補助金の関係なのですが、実際にはこれを出したとしても、学校のほうからはそれに対応するような配信というのは、法的にはないと思います。家庭のほうでいわゆるWi-Fiの設備を取ったとしても、いわゆる通信料を払わなければ何もなりませんし、通信費を払っていたとしても、当分の間、学校の、いわゆる皆野の公教育の中からその発信はありませんから、その辺について先ほどの、実はコロナ対策にも関わってくるわけですが、それについての内容については、副町長、教育長との相談の上、再検討をお願いしたいと思うのですが、副町長、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） いずれにいたしましても、初めての試みというか、そういう状況でもありますし、先ほど教育長の答弁の中にもありましたように、生徒はもちろん、先生もまだそうしたものを熟知していない先生方もおるわけでございますので、温かく見守ってやりたいと思っております。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 町長、ちょっと話が違うのです。

去年のコロナ対策の中で、オンライン授業用に各家庭に持っていない家のためにWi-Fi設備の補助金が出るという条例が可決しているのです。それについて教育委員会のほうで募集をかけたなら、応募が50ちょっと出ているのですけれども、それを現状で今執行しても、執行されて補助金もらって、Wi-Fiを家庭に入れたとしても、学校のほうからは公的には出ないわけですね、配信が。やっていないわけですから。だから、この件については一旦止めて、学校のほうで今度GIGAスクールのほうで配信をするのだということになって、改めて何らかの対応をすればいいのではないかなと思っているので、その点については事前に副町長と少し相談したのですけれども、教育委員会との話合いの中でお考えいただきたいということです。副町長、お願いします。

○議長（若林光雄議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 林議員さんの質問にお答えします。

今の件につきましては、現在教育委員会の計画どおり進めるべきと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 分かりました。その辺は教育委員会とそちらにお任せしますので、執行がしなければいけないということはないのは、今さっき健康福祉課のほうで止まったというのがありますから、別にこだわることはないと思いますので、よろしくご検討ください。

それでは、最後に残っているのがAR事業なのですが、今さっきの答弁の中で私の考えていたことと違うなと思ったのは、このAR事業は2年間、時限のということなのですが、その時限の過ぎてしまうと、いわゆるARスポットにあるQRコードをかざしても、それはもうその時点では出てこないということなのですか。その辺のことをお聞きしておきたいと思います。というのは、単純にQRコードが生きているのであれば、新しくまた増やすことができるのだけれども、それがなくなってしまうと、次のときにはまた改めてやるということになると、費用もかかるし、増えることがないわけです。それは、私が考えていたことと全然違ってきてしまうので、まずそれが1つ。

それから、町長、今さっき答弁の中で今回の観光スポットの中に壺春堂というのが出てきましたが、壺春堂というのは、ご存じのとおり、金子先生のお母様に当たるのですか、金子千侍先生、兜太先生のお母さんが長い間伏せていた家屋です。もともとは壺春堂とって、伊昔紅先生が医院を始めたときの建物というふうに聞いていますが、それを千侍先生が亡くなる直前になって町のほうで何とかしてくれないかという申出があって、結果的には町のほうはそれについてはノータッチであるという結論が出たと思います。今までも、去年も兜太先生とのイベントと同じ日に開催していたのですが、あちらの壺春堂のイベントと町で行った兜太さんのイベントでは全く関係がなかったというふうに私なんかは聞いています。

ところが、壺春堂をいろいろ何とかしたいというグループが頑張っているのですが、町としてはさきの議会でもちょっと町長の口から壺春堂云々の話も出ましたけれども、壺春堂というものを認知するという言い方はおかしいですが、町として観光スポットに加えていく考えがあるのかどうか。

また、その他のことについても今回の10件というのが、先ほどの答弁にもあったとおり、美の山を幾ら中心にすると言っても、美の山の山頂の県の公園の中にある展望台を3つ、それから伊昔紅先生の銅像、4か所も上げるのがよかったのか。美の山を中心にするのであるならば、その他ほかにも箕神社であるとか、いろいろほかにもスポットがあるのです。何か山の上しか考えていないの。すごく疑問に感じましたし、それからいわゆるムクゲ公園にしても、あそこ入るのにお金かかるのです。また、あそこは民間の施設であり、お金取るところなのです。別にそれが悪いとは言いません。何といてもやっぱり観光でお金を稼ぐのが一番の目的ですから。であるならば、ほかにもいっぱいあったのではないかなというふうに思いました。実際問題として、道の駅なんかも観光スポットとしては何でもないので、お店としてはすごく重要なところなので、あれを入れること自体に全然文句はないのですけれども。だったら、ほかにもあったのではないかな。ジオパークというのだったら、先ほど答弁にも出てきたけれども、紅簾石片岩なんかもあるのではないかな。それぞれのスポットを考えると、足らなくなってしまうのですけれども、であればこそ美の山の4か所をもう少し削って、美の山1つでも、展望台幾つでも、その中に画像が全部入っているわけですから、伊昔紅さんの像のその中の一つとして紹介すれば、ああ、こっちだ、あっちだと動いてくれるはずなので、そういうことを少し考えていただきたかったなと思いますが、実際問題これ、どこにどの時点で町長に話が行ったのですか。町長は、この壺春堂というのがあるのはご存じだったのですか。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 壺春堂につきましては、文化庁とかで認めていただいた日本の文化財というか、そういうことで認められたわけでございますし、町としても誇れる施設だろうと思っております。

この前もお話を申し上げたような気がしますけれども、あれをある部分改修しなければというような事態が起きたときには、町として支援をしていきたいと思っております。

なお、このARの関係でございまして、国庫補助の実施金額の制限があって、ポイントは10か所

に絞り込んでほしいという、こういう要請があったということですから、議員があそこもこちらもというようなものも分からないではないのですけれども、お聞きしますと、この10か所が大体皆野町の観光を網羅しておると私は認識をしますので、これでよろしかったのではないかなと、こんなふうな思いがしております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 9番、林議員さんの再質問にお答えします。

このAR事業の実施期間ですが、これは2年間の制限があります。したがって、更新の手続が取られなかった場合、使えなくなるものと理解しております。

それから、ARのスポット10か所ですが、これは実施金額の制限がありますので、10か所に収めなくてはならない関係がありましたので、入れたくても入れられなかったスポットもございます。それについては、今後の検討課題として考えていけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 10か所の制限があるというのは分かりますし、答弁に立たれている課長の言い分も非常によく分かるのですけれども、要するにこれが観光事業に対する補助金だというのなら分かるのです。ただ、これAR事業の補助の元がコロナ対策ということになると、ちょっと事情が変わってくるのです。もうちょっとコロナで痛い目を負っているところに対して、そういったところに対して手当が行くような内容になってもらったほうがよかったのではないかなと。その点において、10か所の選定がちょっと検討が足らなかったのかなというふうに感じているから、この件を観光ではなくて、コロナ対策事業の運用についてというふうに取り上げたところなのです。

長瀬ほど、観光で食っているというほど皆野町の観光事業というのはあるわけではありません。だから、壺春堂にしてもポピーにしても、観光事業の中ではあるけれども、それで食っている人がどれぐらいいるかということ、ある意味ではほとんど関係ないと言っていい。そうでないところ、例えば満願の湯であったり、そういった実際に観光事業に直接関わるようなところをもっと紹介していただければよかったのかなというふうに思ったので、これがそのまま続いてくれるならば、その後でまた追加でというふうにできるのだけれども、どうも今の答弁で聞くと、それがないということであれば、なおのことそうだったのではないかなと。2,000万円ですから。町のほうからぽい出てくる金額ではなかったもので、何かそういう意味ですごくもったいないし、一方である民間企業に対しては出したけれども、こっちは来なかった。今まで一生懸命頑張っていた、例えばプレゼンのほうに出てきたので、そんな不満は出てこないと思いますけれども、いこいの村であるとか、それからここは全然出てきませんでしたが、旅館ということで認定されているのであるならば、金沢のゴルフ場、ああいったところも入れてやればよかったのかなというふうに思いましたので、その辺の事情についてお聞きしたところなのです。

内容についても分かりましたし、実際にはもうこれ後戻りがきかないわけですから、仕方ないことなのですけれども。これからは、もしこういったコロナ関係で事業補助金が出たら、そういったことについても心配りいただきたいなと思いますので、町長、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 零時59分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海です。世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延し、収まりを見せていませんが、2021年1月22日、核兵器の開発、保有、使用などを全面的に禁止する国連の核兵器禁止条約が発効となりました。

また、国内における新型肺炎コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言、埼玉県を含む4都県では、今月21日まで再々延長となりました。当秩父地域におきましては、1市4町で感染者数、今日冒頭町長からも挨拶にありましたように、皆野町は7人だと思いますが、1市4町で現在210人前後、落ち着きを見せているかと思えます。しかし、高齢者へのワクチンの接種も予定より大分大きくずれ込む状況にあらうかと思えます。油断することなく、集団施設や医療機関での入所者や従事者は別な対応を図るにしても、濃厚接触を避け、感染症に対する抵抗力や免疫力を高めることが求められているかというふうに思えます。

明後日の3月11日は、あの未曾有の大震災であった東日本大震災、そして人類史上例のない大事故となってしまった福島第一原発事故から丸10年がたとうとしています。今年1月末時点での福島県内の避難者は、各自治体調べで6万7,000人を超えており、10市町村での旧避難区域の居住率は約31%と言われています。しかし、この中には住民票を残したまま避難している人、廃炉や家屋解体作業などに従事する人の住民登録も含まれ、実質的な帰還率は平均15%ぐらい、このように言われております。その背景には、一般人の年間被曝量は1ミリシーベルト以下となっているにもかかわらず、安倍前政権はその20倍に当たる年間20ミリシーベルト以下なら避難解除を強行し、子供も妊産婦も帰還しろと住宅補償を打ち切っています。こうした状況下、若い世代はほとんど帰還できず、帰還者の中心は高齢者、このような状況にあります。

また、廃炉には、今後40年と言われているが、一向に進まず、原子炉建屋内に入り込む放射能地下汚染水は、現在でも毎日140トンも増え続け、第一原発敷地内に設置されている貯蔵タンクも2022年度末には満杯になるという関係から、この放射能汚染水を薄めて海洋に放出、こうした恐ろしいことが検討されています。先日南相馬市小高区から相馬市に避難している知人から、「まもなく原発事故から10年となります。原発周辺住民は、強制避難命令が発令され、逃げ惑う日が続き、絶望して自死する人もいました。現在7万人の避難者は、全国に帰りたくても帰れないでいます。それでも、国や東電は謝罪もなければ、責任を取ろうとしていません。それどころか、原発再稼働をもくろみ、電力会社は再稼働をしています。このままでは、必ず大きな事故が起こるだろうと心配しています。私たちは、原発のない、安心して生活の

できる社会実現を目指していきますので、よろしくお願ひします。」こうした内容のメールでした。

また、同じ南相馬市小高区から埼玉県に避難在住しているYさんは、東電は地域が消滅してしまうという取り返しのつかない大事故を起こし、原発に安全はあり得ないことが証明された以上、原発から撤退すべきであり、国も将来的なエネルギー政策から原発の在り方を見直すのが当然だと思ふ。ふるさとを奪われ、先祖の代から住んでいた地域が崩壊し、生きる望みをなくして自死するということが現在でも増え続けています。何も要らない。放射能のない私たちの地域を返してくださいと訴え続けています。

2011年7月、当時の石原都知事が、2020年夏季オリンピックへの立候補を正式に表明し、その招致テーマとして東日本大震災からの復興五輪を掲げました。しかし、震災からまだ日が浅いことや、招致活動に多額の費用がかかることなどから、反対の世論が強くありました。そして、2013年9月、安倍前首相が世界に向かって、放射能汚染水は福島第一原発の港湾内で完全にブロックされている。東京にはいかなる悪影響を及ぼすことはありませんと、実態無視のプレゼンテーションを行い、招致した東京オリンピック。また、夏場の一番暑い時期の開催、電力供給の逼迫を予期し、東京五輪を期に柏崎刈羽原発の再稼働をもくろんでいた東京電力と政府であります。コロナ禍で1年延期となりましたが、福島原発事故を覆い隠す中での復興五輪の意図は明らかですし、こうした「曰くつき」の東京五輪は、早急に中止の判断をすべきと考えます。

こうした状況下、私たちの願望は、核兵器禁止や脱原発を求め、平和な社会地域の中で健康で安心して働き、少子化や人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、安定した生活や福祉の充実、そして持続可能な地域社会の実現にあります。以後、通告に基づき、2項目について質問をいたします。

1項目ですが、少子化・人口減少対策について。全国の出生者数は、2019年が86万5,239人で過去最少となり、また2020年の確定値はさらに減少し、83万から84万人台で過去最低の見通しのようです。さらに、2020年に提出された妊娠届の件数が前年比で5%減少し、婚姻数の減少と相まって、今年の出生者数は80万人台を割り込む可能性が強いと指摘されています。また、人口減少対策として前政権が始めた地方創生の総合戦略は7年目に入っていますが、東京圏への人口流入超過は2019年まで加速している状況にありました。皆野町の出生者数は、2019年は全国と同様に36人で過去最少であり、2020年は46人と若干持ち直しをしておりますが、過去2番目に少ない出生者数でありました。また、総人口についても過去10年間で1,565人の減少であり、少子化、人口減少に歯止めがかかっておりません。

そこで、質問になりますが、今年の出生者数の予想と、少子化、人口減少の根本的な対策の考え方について、また今後町として新たな取組等ありましたらお聞きしたいと思います。

2項目の平和行政について、核兵器の開発、保有、使用などを全面的に禁止する国連の核兵器禁止条約が、今年の1月22日発効となりました。しかし、世界で唯一の戦争被爆国である日本政府は、賛成も批准もしていません。皆野町は、平成7年、1995年6月16日、我が国は世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を人類の上に再び繰り返してはならない歴史的な使命を担い、戦後一貫して核兵器の廃絶を民族的悲願としてきた。私たちは、恒久的平和を願ひ、世界の果てしない核軍拡競争と核戦争の危機を深く憂慮するものである。よって、皆野町は、世界の恒久平和を願ひ、我が国の国是である非核三原則を遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を目指し、美しい自然と歴史豊かな郷土を守り、平和と安全を次の世代に残すため非核平和都市宣言をする。こうした議決を行ってきております。このような非核平和都市宣言を行っている皆野町長として、核兵器禁止条約への考えと非核平和都市宣言にふさわしい平和行政についてお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、内海議員さんからの一般質問通告書に基づき、お答えいたします。

1番目の少子化・人口減少対策についてお答えします。内海議員さんのお話のように、少子化が進んでいます。昨年の全国の出生数は87万2,683人で、対前年比で2万5,917人の減少で過去最低となりました。ちなみに、団塊世代の始まりの昭和22年の出生児数は、3倍強の267万8,792人です。当町においても、出生数は7年前から50人台となり、令和元年は36人、令和2年は46人です。この数字が表しているように、少子化・人口減少問題は皆野町の問題に限らず、全国の市町村の大きな課題であります。

少子化・人口減少問題については、消えゆくまち、消滅するまちに単を発して、当町でもまち・ひと・しごと創生総合戦略において移住、定住策、子育て支援策などで対応してきました。当町は、県下でも先駆けて、中学生、高校生までの子供の医療費無料化や、不妊治療費や各種手当、補助制度の充実などに率先して取り組んできました。しかし、このような助成制度だけでは出産増、人口増にはつながりませんでした。

最近の少子化の要因として、高学歴、晩婚化、核家族化が考えられます。また、結婚や出産に対する価値観や人生観の変化として、子供は要らない、子供は1人か2人で十分、子どくさんの幸せ感から、夫婦2人の生活重視や趣味、レジャー優先など、若い世代の意識の変化が少子化の要因であるとも言えると思います。また、5年前の新聞記事ですが、34歳以下の未婚者の男性で約70%、女性で約60%が交際相手がいないという状況です。5年後の現時点ではさらに多くなっています。若い世代には、結婚したいという結婚願望が大幅に減ってきているとのこと。このように、未婚の増加には意識の変化とともに、結婚、出産、子育てに対する若い世代の不安感があるのも事実であります。未婚率の高い非正規雇用の待遇改善など、国の労働政策が求められています。

町におきましては、保育所の待機児童もなく、引き続き子育て支援策に取り組むとともに、移住サポーターとして結婚コーディネーター制度により、移住、定住と少子化対策に取り組んでいきたいと思っております。

次に、2番目の平和行政についてお答えをいたします。核兵器禁止条約を日本政府は賛成も批准もしていない。皆野町長としてはどう考えているかとの質問にお答えをいたします。政府の大きな使命の一つに、国の安全保障があります。国土の保全と国民の命と暮らしを守るという重い責務があります。このため、日本の安全保障のために日米安全保障条約があり、アメリカとは固い同盟関係にあります。核兵器禁止条約を批准しないのは、万全な日本の安全保障を念頭に日米同盟を重視したものであると思われまます。いずれにいたしましても、選挙において国民が選出した国会議員による政府の方針に委ねる案件であると考えます。

次に、非核都市宣言の町の看板設置についてお答えいたします。この件については、前にもお答えしましたとおり、役場庁舎正門左側に他の宣言と並んで設置してあります。多くの人に町の意思表示はできていますので、新たな看板を設置する考えは今のところありません。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 少子化の関係なのですが、国におきましても、今年1月の菅首相の施政方針の中でも少子化問題について触れておりました。この中では、長年にわたり我が国の最大の課題と言われてきた少子化について、結婚や出産、子育てを希望する方々の声に耳を傾け、一つ一つの望みを実現していきますと、このように述べまして、具体的には不妊治療の保険適用を来年の4月からスタートします。それ

までの間は、2回目以降の助成額を倍にして、予算成立後、本年1月1日に遡って実施しますと。不妊治療に特定した少子化対策のみであったかと思えます。

消費税増税論議のときには、少子化で労働力人口がますます減少する。社会保障の財源も賸えない。現役世代にこれ以上の負担は強いられない。こう言うておきながら、根本的な少子化対策には何ら言及をしていないと思えます。先ほど町長の答弁の中でも、非正規労働者の件が触れられておりました。3月1日付の毎日新聞の社説、コロナ禍での出生者数減少、産みたいと思える社会にの見出しで次のように述べられておりました。政府は、少子化対策を最大の課題と位置づけているが、対応は不十分だ。不妊治療への公的医療保険の適用には踏み込んだものの、子育て世代全般を対象とする支援策は乏しい。まず、力を入れるべきは労働政策だ。未婚の人が増えていることが、少子化の大きな要因となっている。特に非正規雇用の人の未婚率は高い。雇用や収入が安定しないために、結婚を諦めざるを得ない現状は早急に改善すべきだ。そして、若い世代が子供を産み育てる見通しが持てる社会の実現こそが政府に求められている。このように結んでおりました。私もこの社説に同感であります。少子化・人口減少に歯止めをかけるためには、国策レベルでの根本的な少子化対策が求められているかというふうに思えます。

先ほど町長の答弁の中で、若い世代の意識の変化とか、高学歴化、晩婚化、そういった問題も答弁として出されておりましたが、私は特に出産、特に女性が安定収入を得られて、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる、そうした労働条件や社会的環境の整備を図らなければ、出生者数の増加にはつながらないと思えます。特に妊娠、出産は、肉体的、精神的にも女性のみ負担が強いられる、そういった問題であります。しかし、男女雇用均等法や女性活躍社会等々によって、今では母性保護という言葉が死語となっているのではないかなというふうに思えます。女性であっても、過労死や過労自殺に追い込まれるような労働環境、過労死ライン80時間を超える時間外労働100時間までを認めるような長時間労働の規制ではなくて、少なくとも女性の深夜労働の禁止、休日や時間外労働の規制があった1999年以前の労働基準法に戻すべきであろうかというふうに私は思えます。そうしない限り、根本的な少子化対策には結びつかない、このようにも思えます。

こうした点なども含めまして、先ほど町長から答弁もいただいておりますが、根本的な少子化対策について、再度町長の考えをお聞きしたいというふうに思えます。

また、即効的な少子化や人口減少対策、これは大変難しいということは私も理解しておりますが、少しでも現状の改善を図って、将来的にも明るさなり、展望の持てる施策、そういった施策がありましたら再度お聞きしたいというふうに思えます。

また、答弁の中でも触れられていたかと思うのですが、人口減少対策について、若者の町内への定着なり、また移住について、具体的な施策等、先ほど答弁いただいたかと思うのですが、ありましたらお聞きしたいというふうに思えます。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 特効薬というのは、残念ながらなかなか見出せないわけでありまして、結婚コーディネーターというような方々を委嘱というか、任命というか、させていただいて、そうした方々にもご協力をいただければというような思いもありますし、また少子化につきましては子育て支援等もかなり町としても取り入れてまいりましたけれども、先ほど申し上げましたように、なかなかいい成果が上がってきませんでした。

やはりこれは、最初の答弁でも申し上げておりますように高学歴、今では女性でも大学卒業するという

ような方々が多くなってきておりますし、そしてその方々が就職をし、そうして結婚をしようと、そういう年齢になるときは30近くになってしまうと、あるいは男性では30を超してしまうような年齢になってしまうと、どうしても1人あるいは2人、そしてまた人生観というのでしょうか、子育てをすることが、子供を多く育てることが満足できるという時代も、子どもが育つ頃はそういう時代だったかと思えますけれども、今まではどちらかという、夫婦共に自分たちの人生を謳歌しようというか、そういうところも見受けられるようございまして、これは議員からも問われておりますけれども、私からも内海議員さんとうまい特効薬でもあったら教えてほしいと、こう申し上げたいような状況であります。

いずれにいたしましても、これからも子育て支援、できる支援については積極的に取り組んでいきたいと思っております。なかなか特効薬が見出せないのが実情であります。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

子育て支援の新たな取組ということで、新年度予算に計上がされている、新生児聴覚検査費助成事業を令和3年度から開始します。また、子育て支援アプリ情報配信サービス事業、こちらも新年度新たに取り組む事業でございます。

それと、冒頭議員さんから、2021年の出生者数の見込みというご質問があったかと思えます。妊娠届から9月までで30人予定があります。残りの12月までの3か月を見込みますと、40人程度と思われれます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 若い人たちが結婚なり、子供を持ちたいと、そういった願望は強くあろうかと思えます。ただ、それを阻害する、そういった要因が強くて、特に一番の負担となる女性の職場実態といたしますか、そういった問題が大きく、晩婚化なり、また少子化なり、そういったところに影響しているのではないかなというふうに思います。やはり根本的には、そういったところに手をつけない限り、一般的に言われているように、女性が高学歴になって、結婚して出産して子育てすると、そういった負担になることを避けるというか、そういった人生観になっているのではないかというのが一般的に言われますけれども、やはりそうではないと思うのです。結婚したい。やっぱり子供を持ちたい。これは、多くの若い人たちが持っている願望だというふうに思います。ただ、それが雇用問題なり、収入の問題なり、またそれこそ以前まであった母性保護、そういった問題がないがしろに崩されてきてると、そういったことが大きな少子化の要因になっているのではないかなというふうに私は思っています。

いずれにしましても、女性の労働条件といたしますか、労働環境、そういったところを町として改善していくというのは、本当に限られた役場の職場とか、そういったところに効力が発揮できるのは、そういった場所に限られるかというふうに思いますが、基本的にはやはり女性が安心して、収入も含めて安心して結婚なり、妊娠なり、出産なり、子育てができる、そういったところにこれは本当に国策レベルとして手をつけない限り、根本的な少子化対策には結びつかないというふうに私は思っております。ぜひそういった視点を持ちながら、これから少子化対策なりに対応していただきたいというふうに思います。

また、若者の定住なり、移住を図る上で、答弁にも触れられておりましたが、やはり一般的に言われるのが、秩父地域を含めてなのですが、若い人たちが働く場所がないとか、そういった定着できない、そういった条件といたしますか、環境が言われるのですが、いずれにしましても地方が持っている資源といたしま

すか、秩父地域等においてもそうなのですが、農林業をはじめとした地場産業の育成強化なり、また小さい地域経済圏の中での地産地消といいますか、そういったことを含めて、まさにやっぱり若い人たちが地域の中で自然環境を含め、また調和の取れた暮らしができるような、そういった施策の追求が必要だろうというふうに思っております。

いずれにしても、移住や交流人口、これを増やしていくと、そういったことに向けても、以前からも申し上げているのですが、やはり皆野町に来てもらって、見てもらって、知ってもらって、住んでもらうと、そのためにも皆野町にふさわしい文化なり、観光施設の整備、また空き家の有効活用等々、そういった面での積極的な施策の推進を要望させていただきたいというふうに思います。

平和行政についてなのですが、結論的には町長としては政府の方針に、核兵器禁止条約については委ねるしかない。また、非核平和都市宣言の看板設置については考えていないという答弁なのですが、アメリカの広島、長崎への原爆投下によって、両市で一瞬にして20万人を超える尊い命が犠牲となって、32万人を超える被爆者を生んで、2019年8月時点で原爆後遺症による死亡者を含め、両市で合計50万1,787人が犠牲となっています。75年後の今日においても、13万人を超える被爆者が後遺症で苦しみ、悩んでおります。

こうした悲惨な犠牲や苦しみが強いられているにもかかわらず、まさに米国の、アメリカの、核の傘に頼っていることをもってアメリカに追随し、核兵器禁止条約に賛成も批准もしない日本政府であります。即刻無条件で批准して、核兵器が非人道的で絶対悪だとする国際規範の確立、核軍縮を図るべきだというふうに思います。

私は、毎年新年度予算に向けての調整要望、調整要請を行ってきております。この中でも非核平和都市宣言の自治体であることを周知するため、町内の要所、要所に非核平和都市宣言の看板を設置すること、また世界で唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に批准するよう国に働きかけること、このことを要望しております。人類が共存繁栄していく上で、核兵器の廃絶は最重要課題だというふうに思います。その核廃絶を宣言している自治体、皆野町としても、町内外に大きくアピールしていくためにも、非核平和都市宣言の看板を設置すべきだというふうに思いますし、町内には人権尊重都市宣言の町、人権尊重モデルの町、青色申告振替納税宣言の町等々の看板が設置されております。同じく自治体宣言を行っている非核平和都市宣言の看板について、なぜ役場庁舎の前にプレートでそういう表示があるから、町内要所への看板設置は行わない。このような答弁なのですが、再度これらの先ほど申し上げた人権尊重の都市宣言、また青色申告振替納税宣言の町等の看板と同等に扱うよう検討できないものか、再度お聞きします。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 既に役場庁舎正門左側に設置がしてありますので、町内のどこを指しておるのかわかりませんが、新たな看板の設置につきましては考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 人権尊重都市宣言の町、これに関する看板は何か所設置してありますか。それと、青色申告振替納税宣言の町の看板は何か所に設置してありますか。それと比べて非核平和都市宣言、一か所もこういった類いの看板は設置されておられません。なぜ設置しないのですか。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど申し上げましたように、役場庁舎の正門左側、いわゆる多くの人に町の意思

表示は、町のまさに中心地、町の最も中心的な役割を果たしておる役場に設置がしてあるということで、私にご理解いただけるものと、こんなふうに認識をしておるからであります。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

これ、3回質問終わっておりますので、要望だけとさせていただきます。

○12番（内海勝男議員） 非常に理解に苦しむ、差別的な、ほかの人権尊重の宣言とか、青色申告の振替納税の宣言とか、そういったのも同じに庁舎前にプレートで表示されてあります。にもかかわらず、非核平和都市宣言の看板については庁舎前にプレートで表示してあるからということのようですが、これではやっぱり町外、特に町外の方等から見ても、皆野町が非核平和都市宣言を行っている町だと、自治体だということとはなかなか知られないというふうに思います。

それこそ旧のバスの発着所ですか、秩父音頭の発祥の地の記念碑があるところにも看板が設置されております。この看板については、ほとんどどういった内容が書かれているのか分からないほど薄れてきているのが実態かと思いますが、それらを塗り替えといいますか、置き換えを含めて、非核平和都市宣言の看板設置、努力していただけないかどうか。それほど多額な予算がかかることではないと思いますので、最後にその点について、もう一度前向きな答弁をいただきたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど答弁したとおりであります。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 最後になります。いずれにしても、無条件で核兵器禁止条約に批准するよう国にも働きかけていただきたいと思ひますし、併せまして町内外に核廃絶をアピールするためにも、町内要所に非核平和都市宣言の看板設置を強く求めて、終わりにします。

○議長（若林光雄議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時54分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問は終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（若林光雄議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は議案第1号から第14号までの14件、同意第1号の1件、承認第1号の1件、以上16件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第7、議案第1号 日野沢川ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第1号 日野沢川ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

日野沢川ふれあい広場の設置及び管理に関する事項について、地方自治法第244条の2第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長に議案内容の説明を求めます。

産業観光課長。

〔産業観光課長 玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典） 議案第1号 日野沢川ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

条例案の説明の前に、日野沢川ふれあい広場の設置に至る経緯などについて、概要を説明させていただきます。日野沢川ふれあい広場の用地には、昭和30年に日野沢小学校校舎などが建設をされ、平成13年度末で閉校、そして平成30年度に旧校舎の建物が解体、更地となりました。旧日野沢小学校跡地の整備事業では、この用地を町民の憩いの場として、また水辺空間に親しむことを通して自然との触れ合いや交流促進を図るため、総務課所管のリバーサイドレジャー検討委員会、みらい創造課所管のみなの魅力発掘・創造会議、産業観光課所管の庁内若手職員による検討委員会などで検討され、その検討結果並びにその後の調査結果などを踏まえて整備を進めてまいりました。

日野沢川ふれあい広場は、日野沢川の対岸の親水広場、そして教育委員会の体育施設である日野沢運動場を移管した県道側の運動場から構成されます。条例案の作成に当たりましては、日野沢川ふれあい広場の有効活用、安全、安心な活用、環境の保全、事故防止等の観点から検討させていただいております。

それでは、日野沢ふれあい広場の設置及び管理に関する条例案の1ページをお開きいただきたいと思っております。第1条ですが、趣旨の規定となります。地方自治法の規定に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、設置の規定です。町民の憩いの場として、また水辺空間に親しむことを通して自然との触れ合いや交流促進を図るため設置するものです。

第3条、ふれあい広場の施設は、日野沢川の対岸の広場を1号、親水広場として、県道側の運動場を2号、運動場として規定をしております。

2項、施設の利用日及び利用時間は規則で定めます。

第4条、行為の制限の規定ですが、許可が必要となる場合の規定になります。1号、バーベキュー等火気を使用すること。これは、山火事防止、トラブル防止などのための規定になります。2号、施設を独占して使用すること。3号、物品の販売、募金、その他これらに類する行為をすること。4号、協議会、集会、その他これらに類するものを催すこと。5号、その他規則で定める行為をすることになります。以上、ふれあい広場を安全、安心、かつ有効活用していただくために設けた規定となり、事前に許可が必要となります。

続いて、2項、前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容、その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならないの規定です。

3項、町長は、第1項各号に掲げる行為が、ふれあい広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り許可を与えることができる規定となります。

4項、町長は、前項の許可にふれあい広場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる規定となります。

続いて、第5条、許可の取消しの規定となります。2ページをお開きいただきたいと思います。第5条、町長は、前条の許可が次の各号のいずれかに該当するときは許可を取り消し、使用を禁止し、もしくは制限し、または条件を変更することができる。1号、町において緊急に必要なが生じたとき、2号、偽り、その他不正の手段により許可を受けたとき、3号、使用料を納付しないとき、4号、許可に付した条件に違反したとき、5号、前各号のほか、規則で定める事由に該当するときになります。

続いて、第6条、使用料の納付の規定になります。第6条、第4条の許可を受けた者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。施設、単位、使用料の順になります。親水広場については単位、1時間無料、運動場、単位1時間、町内100円、町外700円となります。備考、町内とは、使用者の住所が皆野町内にある者をいい、町外とは町内以外の者をいう内容となります。なお、表内の説明にありますが、1時間当たりの金額となりますので、親水広場1時間につき無料、2時間につき無料、3時間無料になります。運動場については、例えば町内の場合は1時間100円、2時間200円という形になります。よろしくお願いします。

続いて、第7条になります。使用料の免除の規定になります。町長は、公用もしくは公共用または公益上必要があると認めるときは、使用料免除することができるの規定です。

第8条、使用料の還付の規定です。既納の使用料は還付しない。ただし、使用料の責めに帰さない事由により施設を使用できない場合は、使用料の全部または一部を還付するの規定となります。

第9条、行為の禁止の規定です。ふれあい広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。1号、施設を損傷し、または汚損すること、2号、立入禁止区域に立ち入ること、3号、指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること、4号、前各号のほか、規則で定める行為をすること。なお、2号、立入禁止区域の規定ですが、広場内の危険場所については立入りが禁止される場合がございます。例えば台風等で日野沢川が増水した際などの立入禁止を想定しております。

第10条、使用の禁止または制限、町長は、日野沢川ふれあい広場の損壊、その他の理由により危険であると認められる場合においては、区域を定めて使用を禁止し、または制限することができるの規定です。

続いて、第11条、原状回復、ふれあい広場は、速やかに当該施設を原状に復さなければならない。

第12条、損害賠償の規定です。ふれあい広場の使用者は、自己の責めに帰すべき事由によりその使用中に施設もしくは設備を損傷し、または物品を亡失し、もしくは損傷したときは、これを修理し、またはそ

の損傷を賠償しなければならない。

続いて、第13条、自己の責任、ふれあい広場の使用者は、自己の責めに帰すべき事由によりその使用中に生じた事故については、使用者がその責めを負わなければならない。

最後に、第14条、委任の規定です。この条例に定めるもののほか、ふれあい広場の管理に関し必要な事項は規則で定める。

附則になりますが、この条例は令和3年4月1日から施行する。

最後に主なものを整理させていただきます。日野沢川ふれあい広場は、日野沢川対岸の親水広場と県道側の運動場から構成をされます。トイレは、県道側に既設の観光トイレがございます。水飲み場等については、親水広場に2か所設置をします。ただし、日野沢川にそのまま排水されるため、洗剤等を使つての洗い物等は想定しておりません。できません。また、親水広場に防犯灯が2か所設置をされます。使用料については、対岸の親水広場については無料、県道側の運動場については、日野沢運動場の規定を引き継ぎ、他の運動場とのバランスを取り、町内在住者が1時間100円、町外在住者が1時間700円となります。事故等防止のため、事前に許可を受ける行為がございます。また、事故防止等のため立入禁止区域が設けられる場合がございます。利用時間については規則で定めます。車道橋を渡った場所に設置した看板には、施設名、利用日、利用時間、使用料、注意事項、問合せ等明記することになります。閉校記念碑の場所のモニュメントには、在りし日の日野沢小学校の建物の写真が掲載をされます。なお、休憩施設のあずまやに板が取りつけてありますが、ポスター等を掲示することを想定しておりますが、取り外すこともできます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 質問の一つは、ふれあい広場や運動場、有効活用に向けての町内外への情報発信はどのように行う考えかということと、もう一点は運動場の料金ですが、1時間町内100円、町外700円とあります。ほかの運動公園の広さと比べると、運動場、大変狭いです。ほかの運動公園は、広さの大小により料金が違います。どんな基準で料金設定したのか、伺います。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 5番、常山議員さんの質問にお答えします。

運動場等の情報発信につきましては町のホームページ、パンフレット等を通じて情報発信をしていきたいと思ひます。また、観光等のマップ等もありますので、そういったものも通じて発信したいと。また、今後もいろいろ検討して発信していきたいと思ひます。

料金設定ですが、先ほどちょっと説明させていただいたのですけれども、これまで県道側の運動場については、教育委員会の体育施設として教育委員会が管理をしておりました。その内容をそのまま引き継いでおります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 私も最近ふれあい広場、運動場を見てきまして、本当に情報発信をしっかりしないと、行く人がいるのかなというような感じにも受けました。そして、運動場ですと、本当に多くの人に利用してもらうのは、本来なら町内の人は無料とすべきだと私はいつも言っています。今は、ほかの施設

との関係がありますので、料金を設定したのだと思いますが、この料金では私は高過ぎると思います。皆野運動公園の小さいほうは、1時間、町内50円、町外200円となっています。これと同じ料金設定でよいのではないかと思います、私はこの条例案は反対です。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員） まず、料金について1つ確認をさせてください。

運動場1時間、町内100円、町外700円ですけれども、これは要するに個人1人利用について100円なのか、それとも団体について100円なのかということが1つです。

それから、第4条のほうでバーベキュー等火気を使用することということを想定してありますけれども、昨年からのコロナの中でキャンプ需要というのが大変高まっております。あそこの親水広場のところに大がかりでなくてもいいので、そういう施設を造れば、町内の若い世代なんかは食材と炭を持っていけばできるというふうなことになるれば、とても楽しんで利用していただけるのではないかと思いますけれども、あの広場をこれから先、そのように整備をしていくような考えがあるかどうかをお聞かせください。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 10番、大澤議員さんの質問にお答えします。

使用料の料金の設定ですが、1時間100円とありますけれども、これについては1つの申請についてこの金額になります。1人100円ということではなく、1つの申請について1時間100円というふうに理解していただきたいと思います。なお、この広場につきましては、これまで最小限の経費で施設整備をしてきた経緯がございます。今後の施設整備については、利用状況を勘案しながら検討していく課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員） 料金については分かりました。今私が提案したことについては、利用状況を見てということですが、実際に何もなくてただ川遊びをするというだけだと、はっきり言ってそれほど利用は期待はされないのではないかなというふうに思います。

それで、本当に今どこのキャンプ場も、例えばこれから親鼻河原でも始まると思いますけれども、断るような状況も例年だと出てくるという話も聞いています。あそこでしたら、水はもう通っているわけですから、例えば先ほど洗剤なんかは川に流すからということでしたら、例えば観光トイレのほうに水道の設備をきちんとすれば、その対応もできると思いますし、例えばバーベキューに行こうとすれば、道具をまずそろえてとなると、なかなかすぐにはできなくても、そういう場所があれば本当に子供を連れた家族なんかは有効に利用していただけると思います。こんな時代だからこそ、そういうことに前向きに検討していただいて、町民の憩いの場に、本当の意味での憩いの場になれるように、ぜひ内部で検討していただき、前向きなお答えがいただけるようお願いいたします。

以上で結構です。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） ちょっと聞きたいのですが、当初私のこれは早合点だったのだなと思っているの

ですが、ここの親水公園では火気を使わないという想定だったと思ったのですが、使うことになるわけです。それで、それに関してなのですが、最低限これバーベキューをやりたいということになると、どこどこが必要になって、幾らぐらいかかるか。例えば2時間というとな200円で、もしくはただ親水公園だけでもできるのでしょうか。親水公園だけでバーベキューができるのでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 9番、林議員さんの質問にお答えします。

行為の制限、第4条ありますけれども、バーベキュー等火気を使用する場合には町の許可が必要だということになります。バーベキューも想定するわけですが、火気を使用する場合には町の許可が必要だと。場所とすれば、ふれあい広場においてでございますので、場所の設定とすると、対岸の親水広場と、それから県道側も含まれると。行う場合には、自己責任と申しますか、自分で用意していただくと、現状ではそういった体制になります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） すみません。ちょっと聞き方が悪かった。

許可の要件というのはどのようなことを考えていますか、火気を使うということに対して。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 9番、林議員さんの再質問にお答えします。

行為の制限として許可を行う場合の前提になりますけれども、火気を使った場合、火が燃え広がる可能性もあるということで、許可が必要な行為については、例えば火事であるとか、あと事故、それからトラブル等を想定して、そういった場合には事前に許可が必要だということで、ここで規定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 今のが分かっていなかったのもう一度聞くのと同時に、だから火気を使うということに対して許可の要件、どういうときには許可して、どういう人には許可しないというのがあろうと思うので、それを聞いたかたのですけれども、それとついで、ついでというか、もう一つなのですけれども、実はご存じかと思うのですが、日野沢ですと山の上、昔の山の上の分校のところ民間のバーベキュー場があるのです。あそこはちゃんと料金を取っていますから。それとの兼ね合いは全く考えなかったのですか。無料だと、本当にある意味では非常にきついことになるのかなと思ったものですから。まずは、だから許可の要件をお願いします。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 9番、林議員さんの再々質問にお答えします。

許可をする場合の要件ですけれども、これについては詳細な条件については、許可条件については今後検討する必要がありますけれども、トラブル等発生しないということが確認できる場合には許可をするということになるかと思えます。詳細については、今後検討する必要がございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） びっくりしてしまったところで、私が間抜けだったところでもあるのですけれど

も、町長もご存じのとおり、この上の立沢にいわゆる民間のバーベキュー場があるわけです。ここでバーベキューができるということになると、もろにそこは圧迫する……

〔今はできないがね〕と言う人あり〕

○9番（林 豊議員） やっているでしょう。今はね。だけれども、ここでできるようになるとすごく民業圧迫になるのだけれども、そこまで考えていたのかなということだったのですが、取りあえずできるということであれば大変だなというふうに解していますので、この後できるようになるわけですから、その辺また今後どうなるのかなというのがありますけれども、できるわけですね。できるような許可は町長が出すわけですが、町長が考えてもらえばいいわけだから、今後の課題になりますけれども、取りあえず民間のもあるよということは一応一言言っておきます。

すみません。以上で結構です。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 4番、宮前です。第2条の大字下日野沢2244番地1に設置すると、こう一筆しか書いていないので、場所を知っているから分かるのですけれども、何筆かある場合にはほか何筆とかという考えはないのかということ、番地がついているということは、住所表示みたいな感じなのですけれども、所在地という考え方はないのでしょうか。

それと、運動場のほうに駐車するのだと思うのですけれども、普通車が何台ぐらい止められるのでしょうか。

それと、個人個人で申請していく中で、例えば5人ぐらいのグループが何グループぐらい受け入れられるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 4番、宮前議員さんの質問にお答えします。

まず、日野沢川ふれあい広場を構成する筆については、複数の筆で構成されております。この大字下日野沢2244番地の1に該当する筆は、対岸の親水広場にごございます。もともと日野沢小学校が建っていた位置になりますが、その番地を引き継ぐような形になるかと思っております。所在地になると思っております。

運動場に何台止められるかなのですけれども、止め方にもよると思うのですが、大体20台ぐらいは止められるのではないかなと思うのですけれども。実際止められるようになりますと、何台ぐらいというのは分かると思うのですけれども、そのぐらいは可能なのではないかなと思っております。

それから、受入れですか、5人ぐらいのグループが何組受け入れられるかなのですけれども、詳細については今後、恐れ入りますが、検討させていただきたいと思っております。すみません。よろしく申し上げます。

○議長（若林光雄議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 了解いたしました。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員） 他に。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 日野沢のふれあい広場は、公園などに属する施設かなというふうに思います。この種の施設で管理条例を制定している施設が皆野町にほかにあるのかどうか。

例えばみ～な公園などについて、こういった条例は私の記憶ではないのではないかなと思うのですが、それらも含めて今回管理条例を制定する必要性といたしますか、しなくてはならない主な理由についてお聞

きしたい。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 設置管理条例の関係ですが、まずみ～な公園につきましては、もともと町民運動公園がございまして、町民運動公園の中の一部を整備したものです。したがって、み～な公園のすぐ隣にはゲートボール場もございまして、したがって、町民運動公園の条例はございますので、改めてみ～な公園の設置条例は必要なかったというふうに考えております。

また、設置管理条例を制定する理由なのですが、設置管理条例がなかったとしても、公の施設になりますので、町が責任を持って管理しなければならない施設であるというふうに理解しておりまして、様々な事故等の想定もできますので、今回設置管理条例を制定させていただいた経緯がございまして、

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） もう少しこういった条例等を制定しないで、自由に使えるというか、大まかに言えば公園だというふうに思いますので、そういった考えはなかったのかどうか。

いずれにしても、第4条ですか、行為の制限等については、看板を設置する中で、こういった行為をする場合については町長の許可を得るとかなんとかというのは表示するわけでしょう。そういったところに表示しておけば、あえて管理条例とか、そういったことは必要ないのではないかなというふうに私は思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 12番、内海議員さんの質問にお答えします。

橋を、車道橋を渡りましたところに看板が設置してありますが、そこに注意事項等を記入することになります。その根拠となる条例として、今回の設置管理条例があるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 基本的には、団体とかそういったところで使用しない限り無料といいますか、第4条に該当する行為をしようと思って申請して、許可を得た場合については、この使用料金を払うということであろうかと思うのですが、それこそ使用料を無料にしてしまえば、あえてこの条例をつくる必要はないと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 12番、内海議員さんの質問にお答えします。

使用料については、親水広場については無料になります。運動場のほうは有料となるわけですが、ただ公共施設になりますので、管理責任を問われる場合もありますので、設置管理条例を設置して管理していくということが必要になるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 先ほど駐車場の台数等で幾台かというような、ちょっと首をかしげたような答弁があったのだけれども、私が気にしているのは、あそこの神社のお祭りの写真を撮りに行ったとき、神社の登り口に神社側の駐車場があって、逆にグラウンドのところへ幾台か置けるような形。そのとき神社の関係者の車が何台かあると、もっとも神社の駐車場は使うのは前提ではないのですが、あそこへ入

れたり、道路にあそこの部分だけちょっと下から急に狭く行って、うんと広がっている部分があるので、道路の脇に置かれるのが心配ではないかといつも思って通っているのですけれども、あれから上から来ても、下から上ってくると急に広がっているようなところがあるので、車の台数と近所の人とのコミュニケーションをよく取っておかないと、道路が吉田のほうへ抜けるので、相当通る可能性もあるので、その辺のところはどうに考えているか。神社の駐車場も併用で使えるのか、また両脇がどうのこうのという問題が出たときにどうするか、その辺については。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 2番、林議員さんの質問にお答えします。

ふれあい広場の周りには、また私有地等様々ございますので、関係者とよく協議をしまして、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 7番、大澤金作議員。

○7番（大澤金作議員） ちょっと聞きたいのですけれども、これ運動場が1時間、町内100円、町外700円とありますけれども、ここを使って車がある場合、何か競技でもしておれば、この親水広場、1時間無料でも何でも車を置くところがないのではないかと思いますのですけれども、その点どうに考えていますか。運動場、これが使ってれば、車を置くところはないわけでしょう。親水広場にグループが来ても。それはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 7番、大澤議員さんの質問にお答えします。

親水広場と県道側の運動場ございまして、運動場を使っていれば、車は運動場に置けないということだと思います。

〔「だから、そこで使ってれば、親水広場は使えないっていうことでしょう、何をするんにも」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 7番、大澤議員さんの再質問にお答えします。

ふれあい広場内の運動場等について使用する場合、複数の団体がダブる場合はあると思います。ただ、利用する場合には許可が必要になりますので、ダブって許可をする場合はございませんので、結局後から利用する、後から申請ですか、出た団体については使えない場合も出てくるということになるかと思えます。ダブって許可を出す場合はございませんので、先に許可を受けた団体が利用すると。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 7番、大澤金作議員。

○7番（大澤金作議員） では、そうなると、運動場を使っていれば、向こうは使えないということだ。車、駐車するところないでしょう。それがないようにするというの、運動場を使っているときは、親水広場も使えないようにするということでしょう。

〔何事か言う人あり〕

○7番（大澤金作議員） 駐車場、だっていないもの。

〔「この配置図みたいの配れば」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時50分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 大澤議員さんの質問にお答えします。

お手元に配付した日野沢川ふれあい広場の図面を御覧いただきたいと思います。まず、この図面の説明をさせていただきます。上側が対岸の山側になります。手前側が県道側で、左から道路がございますが、左が上日野沢に行く道になります。右側は根古屋橋のほうに向かいます。その上に橋が2つありまして、左側が車道橋、右側にある細い橋が人道橋になります。ここを日野沢川が流れておりまして、左側が上流、右側が下流になります。対岸に日野沢小学校が建っていたわけですが、ここが親水広場になります。赤い線がありまして、赤い線が土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンとの境になります。緑に塗り潰した部分がありますが、ここが休憩施設のあずまやになります。そこから左上になりますけれども、ここが記念碑であるとかが建っている場所になります。右下の部分、道路のすぐ上の部分ですが、ここが運動場になります。

この道路側の敷地の説明になりますが、道路が敷地については運動場のほかに観光トイレと消防の詰所がありますが、その近いほうに運動場には属さない場所がございまして、ここにふだんハイカーさんが車を止めております。いろいろ相談させていただいたのですけれども、ここに親水広場の利用者の車を止めていただくという方向で対応できればと思っています。したがって、運動場については使っている場合はあると思いますが、その場合でも右側はハイカーさんが止める場合はあると思いますが、親水広場の利用者についてはこの詰所に近いほうの部分を利用していただくと。ざっと車が15台ぐらい止められると思います。そういった形で検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（若林光雄議員） 起立多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第8、議案第2号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第2号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町日野沢運動場の開始及び皆野町マレットゴルフ場の使用について規定したため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸） 議案第2号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

目的は、皆野町営体育施設の皆野町日野沢運動場を日野沢川ふれあい広場の一部として利用するため廃止し、また今年度整備しております皆野町マレットゴルフ場を新たに加えるためのものでございます。

議案の1ページをおめくりいただければと思います。そちらに皆野町マレットゴルフ場の場所が書いてございます。皆野町大字下日野沢4010番地1でございます。

その下の使用料金等は、1人1回、町内300円、町外600円になります。

施行期日は令和3年4月1日です。

以上で簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 幾つか質問したいと思います。

1つは、マレットゴルフ場の料金について、1人1回幾らというのは、1人1回何円とありますね。こ

これは、1回というのは例えば18ホール回って1回とするかどうかなのか。そういうことなのか。

それと、料金設定の町内300円、町外600円とした根拠を教えてください。

3つ目は、マレットゴルフ場まで遠くて行けないという声を時々聞きます。車を運転しない人の対応とか、何かそういう問題は考えているのか。

4番目として、町のマレット協会からトイレの要望書が出されているようですが、施設を利用するの方にとって、特に女性や高齢者の方にとってはトイレはとても大事なところですよ。先ほどから一般質問にもありました。私も何度か現場を見てきましたが、簡易トイレが2つありました。ぜひ要望書のとおり、快適トイレ、将来的には水洗トイレの設営をと、実現してほしいということが要望書に書かれています。この点については、町長から答弁をお願いします。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 常山知子議員さんのご質問にお答えいたします。

マレットゴルフ場の利用につきましては、ほかの体育施設と同様な形で教育委員会のほうでは捉えています。なので、1回ということにつきましては、マレットゴルフ場を利用しにする1回と、特にホール数をカウントしているものではございません。

それから、料金につきましては、料金につきましてはの設定につきましては、まず近隣のマレットゴルフ場の料金を調べてみました。東松山市にあるゴルフ場、それから嵐山、新座市にあるゴルフ場の利用料金、それから皆野町のほかの体育施設の利用料金も調べておまして、その中の料金で定めているというような形でございます。

それから、車でのお越しいただくということについてなのですけれども、町営バスもございます。それから、ほかの体育施設もそうなのですけれども、そんなに駅に近い体育施設とか、そういうものも今のところございませんで、多くの利用者の方はお車等で来ていただいていると考えております。なので、今のところではお車で来ていただくということで駐車場も用意しているということでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） こういう施設は、大勢の人により利用していただきたいと、こんなふうに思っておりますけれども、トイレに関してですけれども、利用状況によって必要ということになれば、これは考えていかなければならないだろうと思っております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 1回目のは、最初のマレットゴルフ場1人1回、行って、やらなくてもやってもというか、ちゃんと打ってでしょう。それでホールを回るわけですね。それで、この前聞いたときには18ホール造ると、実際18ホール造られていると思うのですが、それもあって1回ということ、そういうふうには考えていないわけですね。何回かプレーをしたら、もうそれで1回ということなのではないでしょうか。よく分からない。その辺がよく分からない。そういう料金設定ではないのですか。1日使っても。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） ただいまの議員の質問にお答えしたいと思いますけれども、18ホールで1回というカウントだと思いますけれども、例えば10ホール目までやってリタイアしてしまったというような場合に

も料金を頂くと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） よく分かりました。

それから、料金設定の町内300円、町外600円とした根拠は、いろんな近隣の市町村の状況を見たということなのですけれども、私は以前から、町の運動施設については健康づくりの観点から、このマレットゴルフも大変健康づくりに寄与すると思います。町民の利用料金については無料にしてほしいと質問もしました。町内の人たちは、残念ながらいまだに有料です。私は、毎年の予算要望書にも、町内の人は運動施設、無料で使えるようにという要望も出しています。今回のマレットゴルフ場の使用料については、初めての新しい施設でもあります。有料とするなら、せめて譲ってですよ、町内200円、町外300円ぐらいが妥当ではないかと私は思っています。他県でもいろいろとほかの市町村を比べたということですが、参考にされたそうですが、無料のところもあるのです。やっぱり町長、どうですか。町に人を呼んで交流人口を増やすとか、町の人の健康づくりに役立つ施設として、使用料について本当は安く気軽に利用できることが私は一番だと思いますが、ですからやっぱりこの料金案では、先ほどと同様に反対せざるを得ないかなと思っております。

それから、要望書のトイレについては、利用状況を見て検討していくということなので、よかったと思います。ということで、それと車を運転しない人、本当に聞かれたのです。私遠くて、あそこまで行けないですよ。車もないのです。運転もしないし。そういうところで、町営バスで対応すればいいのだろうけれども、その場所は町営バスも走っていないのです。どうしたらいいのなんて、そういうことを言われているのです。参加できないのではしょうがない。誰かに、ほかの人に乘せていってもらえないかねなんていう話を実際にしておりますので、やはり例えば団体が電車で来たら、ではどうするの。直通の車を出すのか。町営バスの発着時間まで待ってもらってプレーをしていってもらえるのか。いろいろと考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 第5条の関係なのですが、今まで、現行は使用する団体というふうになっていました。改正後は使用する者というふうに、何でこういうふうに変えたのか。

それと、皆野町運動公園や柔剣道場、弓道場、これについては、個人で使用するということは今までなかったのかどうか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、5条の団体というところが、使用する者ということに変わっているところがございますけれども、実際マレットゴルフのほうについても団体でなく個人で利用されるという方もいるということで、者ということがございます。

それから、皆野町運動公園、柔剣道場、弓道場というところで、今まで個人的にというところの質問ですけれども、ここの部分につきましては団体の方が利用されているということで、あまり個人の方は利用、弓道場につきましては個人の方の申請はかつてあったことはございますけれども、今回個人での利用とい

うことで者ということに改めるということでございます。

以上でございます

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 結局マレットゴルフ場の使用料金を規定するために、こういうふうに変えたとしか考えられないのです。というのは、例えば皆野町運動公園、これは個人で自由にとか、使っているケースはありますね。そういったケースはないのですか。

続けて、そういう中で、このマレットゴルフ場の使用の申請です。個人で利用する場合も、教育委員会のほうに申請して、許可を得て利用すると。そういうシステムなのか、個人で使う場合はそれこそ自由にあそこへ行って使っているものなのかどうか。使用料金等はどのようなふうに支払うのか。全てこの管理は教育委員会で行う予定なのかどうか。この辺についてはどのように考えているか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、利用のやり方なのですが、ほかの体育施設、テニスコートとかと同様で、教育委員会の窓口で申請をしていただきます。教育委員会のほうでは、入り口の鍵が、チェーンの鍵があるのですが、そちらとあとスティックとかが置いてある小屋の鍵をお渡しして、利用していただくという形になります。最後終わったら、その鍵を鍵のボックスに入れていただいて、鍵をかけていただいて帰っていただく。テニスコートもそんなような形でやっております。鍵のほうはまた教育委員会のほうで点検を行っておりますので、そこで回収するという形でございます。ほかの体育施設とほぼ同様な貸出し方法ということで考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そうなると、個人一人一人が申請するというケースもなきにしもあらずとは思いますが、ほとんどが何らかの団体で利用するということ想定しているということなのではないでしょうか。個人で利用する場合、では10人の人が個人で同じ日に使うという場合は、それぞれから申請するという、そういうこともないとは思えないけれども、いずれにしても今までと同じように団体で使うということが前提というおかしいけれども、想定されるということであれば、あえてこのマレットゴルフ場についても1人という表現ではなくて、団体とか、そういった今までと同じ、他のスポーツ施設の料金と同じような形でいいとは思いますが、その辺どういうふうに想定しているのですか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

今回のこのゴルフ場につきましては、ゴルフというスポーツなので、数人の方でお見えになる場合もあるかとは思いますが、また、1人で練習に来る方もいらっしゃると思いますので、その辺は団体と特に特定しない。テニスコートにしても、テニスには2人で両方向き合ってやる場合があると思いますけれども、弓道とかもそうですけれども、1人でやる場合とか、その辺の形で個の単位を考えたということでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 他にございませんか。

9番、林豊議員。

○9番(林 豊議員) ちょっと細かいことなのですけども、先ほどちょっと想定していたことと違ったんですけども、鍵を開けて、用具は用具の中にといいことですが、用具は何人分ぐらいセットを用意しておられるのでしょうか。

それから、これは料金の設定に関してですけども、このマレットゴルフ場は町長が推進し、非常に大いなる熱意を持って造ったものですから、また秩父郡市には、郡内には多分ほかになかったというふうに思いますので、ほかの施設と違って普及ということを考えれば、町内外を区別する必要はないのかなと。やっぱり600円となると、なかなか皆野まで来て600円というのは高いなと思いますし、町内外取りあえず一緒にするか、または1年ぐらいは皆さんに体験でただでやるとか、そのくらいの決意があってもいいのかなと思いますし、また先ほどトイレのことなのですけども、トイレもやはり最初からきれいなトイレがないと印象が悪いのです。だからこそ、最初だからこそ、いいもの造って置いておいたほうがいいのかなと。あまりいい例ではないですけども、今はなくなってしまった花の公園なんかですら、最初はいいトイレを使って、結局公園そのものが駄目になってしまいましたから、ほかのところへ行っていました。やっぱりトイレというのはかなり印象が強くなりますので、できるだけ早くいいもの造って置いておいたほうがいいのかなと。まずは、そちら施設に関してお願いします。

○議長(若林光雄議員) 教育次長。

○教育次長(設楽知伸) 林豊議員さんのご質問にお答えいたします。

管理棟がございまして、その中にスティックとボールを用意するという形でございます。今のところ約30本ぐらいストックもありまして、ボールも用意してあります。そのうちの20本ぐらいは管理棟のほうに用意したいと考えております。

以上でございます。

○議長(若林光雄議員) 9番、林豊議員。

○9番(林 豊議員) ということは、手ぶらで5人、10人で行っても競技ができるということですから、普及には非常に役に立つと思いますので、だから施設的には一日でも早くきちんとしたトイレができればいいなというふうに思いますので、要望しておきます。

以上です。

○議長(若林光雄議員) 他にございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(若林光雄議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(若林光雄議員) 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長(若林光雄議員) 異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長(若林光雄議員) 起立多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第9、議案第3号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第3号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険事業における保険給付を円滑に実施するため、保険料に係る所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第3号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

この改正に係る高齢者の保健福祉全般にわたる計画として策定しました令和3年度から令和5年度の3年間を事業計画期間とした第8期皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者人口、要介護認定者、介護サービス費の推計などを根拠に各種数値を算出しております。この3年間の見込み数値でございますが、高齢者人口は令和5年には現在より4.2%減の3,398人、高齢化率は0.7%増の38.6%と見込み、要介護認定者は現在の667人から3人増の670人と、ほぼ横ばいと推計しております。保険給付費の推計も3年間で30億5,171万3,000円と、第7期と比較しますと伸びが見られないことから、保険料は改定せず、据え置くもので、基準額であります第5段階の月額保険料は5,500円でございます。

それでは、議案の後ろに参考として新旧対照表を添付しましたので、御覧ください。第2条は、保険料率に関する規定でございまして、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改めるもので、令和3年度から向こう3年間、第8期の保険料率を定めるための改正でございます。

第2項から次ページの第4項は、低所得者層の第1段階から第3段階の保険料の軽減を規定しており、いずれも「令和2年度」を第8期に合わせ、「令和3年度から令和5年度まで」に改めるものでございます。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第10、議案第4号 皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第4号 皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第4号 皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、いわゆるケアマネ事業所の管理者の規定を改めるものでございます。

それでは、議案の後ろに参考として新旧対照表を添付しましたので、御覧ください。第4条の改正は、管理者は主任介護支援専門員でなければならないと限定されていたものを、やむを得ない場合は介護支援専門員とすることができると、基準を緩和するものでございます。

附則第2項の改正は、管理者を介護支援専門員としていた事業所の経過措置を5年間延長し、令和9年3月31日までとするものでございます。

次ページの附則第3項の規定は、令和3年4月1日以降は、第2項を適用していた事業所が引き続き経過措置を適用する場合に限るとするものでございます。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行し、附則第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第11、議案第5号 皆野町学童保育所における指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第5号 皆野町学童保育所における指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町学童保育所の指定期間が満了するため、引き続き指定管理者に管理を任せたいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第5号 皆野町学童保育所における指定管理者の指定について、内容をご説明申し上げます。

皆野町学童保育の指定管理者に埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2125番地、明星学童保育所代表、倉持光恭を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間指定し、管理運営業務を実施したいというものでございます。

皆野町学童保育所の施設は、皆野学童保育所と国神学童保育所でございます。

指定管理者の指定期間が満了することから、引き続き指定を行いたいものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 11番、四方田です。この指定管理者についての質問を行います。

この契約は、5年という長い間の、長いと言っていいか、短いと言っていいか分かりませんが、なかなかこういった激動した世の中でどうなるか分からないのですけれども、過去を振り返ってみますと、過去5年間にはこの学童保育所も保護者に対しての無料化とか、全員入所とか、それからあるときによつては入所制限があったりと、かなり摩擦があったように思います。それで、参考までに、今後5年ということなので、後学のために何点か質問をさせていただきたいと思います。

それで、まずこの5年間において、この学童保育所は定員があるのでしょうかないのでしょうか。あれば、国神あるいは皆野の学童に何人という定員があるのでしょうか、お伺いします。

それと、この学童保育所の立地しているところの土地とか家屋とか施設、備品というものの所有はどこになっているのでしょうか。

3点目として、この学童保育所の運営に対して委託金とか補助金とかというのはどういう具合になっているのでしょうか。

それから、4つ目として、入所希望者をどのように選択、あるいは審査、あるいは入所の数とかは基準があって、どういうふうにお決めいただいているのでしょうか。

それから、現状では保護者の負担金というのがどういうふうに算定されて、一定なのでしょうか、それともいろいろ所属とか、そういうものがあたりなんかするのがあるのか、保護者の負担金についてはどういう形になっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、ちょっと細かいことで申し訳ないのですけれども、これ5年計画、5年の期間になるのですけれども、向こう5年間、6年間、6年間あればいいのですけれども、これから学校に上がる子供、いわゆる令和3年度に何人、4年度に何人、5年度に何人、6年度に何人、7年度に何人、8年度に何人というのが、推定にはなるかと思うのですけれども、これから今生まれている子は6年たつと学校に上がるわけですけれども、その間にこれから順次学校に上がって、入学していく子が何人いるかということをお願いをしておきましたけれども、令和3年に皆野小学校には何人上がり、令和4年には何人上がり、5年には何人上がりという形で数値をお示しいただければありがたいということをお願いし、以上この点について質問を申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 11番、四方田議員さんのご質問にお答えをいたします。

大分多岐にわたりますので、順次ご回答させていただきたいと思います。初めの定員でございますが、現在1クラス40人定員で募集をしております。国神小学校は1クラスですので、40人、皆野小学校は3クラスですので、120人でございます。

2番目の土地、備品、あと家屋ですか、の所有についてですが、建物及び備付けの備品は町の所有ですが、一部明星学童保育所が購入した備品がございます。土地につきましては、皆野学童が町有地と借地がございます。国神学童は、全て町有地でございます。

3番目の委託料につきましては、毎年国から示される基準額に基づいて、毎年契約をしております。現在の基準額ですが、参考に申し上げますが、36人から45人クラス、これが1クラスで457万7,000円、これは年額になります。これ掛ける4クラスですか、そういった形です。また、土曜日の開所や夏休みの開所の加算があります。それらを合わせた額が委託料となります。令和3年度の予算では、2,063万9,000円を

計上しております。

続いて、4番目の入所の決定についてですが、申込みは学童保育所のほうに提出していただいております。入所決定につきましては、町のほうが主体的に行っております。要するに保護者が保育に欠ける要件等がありますので、その確認。あと、勤め先の場所等によって迎えに来れる時間が保護者によって違いますので、何時から何時までといった形で入所決定をしております。

続いて、保育料についてはお一人、月6,000円です。保育料のほかに食事代、おやつ代というのでしょうか、そういったのはまた別になりますが、保育料については1人6,000円。保護者の補助金の制度がありますので、非課税世帯、あるいは子供さんが3人以上いて3人目以降の保育料については減免の制度がございます。

今後の入学者数、学童の対象児童になりますが、手持ちの資料で申し上げます。皆野小学校の令和3年度の4月の入学が39人、4年度が45人、5年度が45人、6年度が41人、7年度が39人、8年度が31人、6年間合わせまして240人です。続いて、国神小学校を申し上げます。令和3年度が8人、4年度が6人、5年度が9人、6年度が7人、7年度が5人、8年度は3人、合わせて38人です。

三沢小学校を申し上げます。3年度が4人、4年度が3人、5年度が3人、6年度が3人、7年度が4人、8年度が3人、合わせて20人、3校合わせますと298人となります。

参考に現在の児童数、教育委員会で頂いた資料で申し上げます。皆野小学校が325人、国神小学校が75人、三沢小学校が35人、合計で435人です。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 大変丁寧にお答えをいただきまして、本当にありがとうございました。

これもこの5年の間に今また不的確な世の中で何が起こるか分からないので、これがどういうふうに変わっていくかも分かりませんが、人数や何かを今聞いたところ、令和8年になりますと全校で、皆野全部で298人、現在が435人。だから、こういう状況になることが予想、これは仮で、途中で転出があったり、転入があったりするから、若干の誤差はできるかと思えますけれども、五、六年先にはこういうふうになるということは示されたと思うのですけれども。こういうことを踏まえて、これから先々の学校や何かの再編とか、そういうことも早いうちに考えなければいけないかなと思っておりますので、この数字についていろいろ参考にさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） それでは、1点だけご質問させていただきます。

今学童数ですか、言っていただきまして、1クラス40名、国神が40名で、皆野が120名ということで、各学童保育所の職員の方はどのくらいなのでしょう。十分間に合っているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 8番、新井議員さんのご質問にお答えいたします。

現在支援員の数ですけれども、国神、皆野合わせまして15人でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） ありがとうございます。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員） 今3月ということ、4月の入所はある程度分かっていると思うのですが、4月の学童保育所の国神、明星、それぞれの入所予定人数と、それから前、要するに支援員が足りなくて定員を減らしていた時期があったと思うのですが、この委託の中で、極端な例ではないですが、要するに1クラス丸々受け入れられなくなったような場合には、先ほどの規定でいくと、1クラスで幾らという金額で委託しているわけですが、そういう金額に変化はあるのでしょうか、そこをお聞かせください。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 10番、大澤議員さんのご質問にお答えいたします。

皆野学童保育所の入所決定は現在104人です。国神学童保育所が37人でございます。待機児童はございません。

委託料につきましては、先ほど36人から45人という人数を申し上げましたが、人数によって委託料の額が変わりますので、この36人に満たなくなれば、1ランク下の金額というふうなことで変更契約となります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第12、議案第6号 皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第6号 皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定について、提案理

由の説明を申し上げます。

皆野町老人福祉センターの指定期間が満了するため、引き続き指定管理者に管理を行わせたいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第6号 皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定について、内容をご説明申し上げます。

皆野町老人福祉センター長生荘の指定管理者に埼玉県秩父郡皆野町大字大淵103番地1、公益社団法人皆野町シルバー人材センター、理事長、中健治を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間指定し、管理運営業務を実施したいというものでございます。

この施設も指定管理者の指定期間が満了するため、引き続き指定を行いたいものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第6号の説明とさせていただきます

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明

○議長（若林光雄議員） 日程第13、議案第7号 令和3年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第7号 令和3年度皆野町一般会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和3年度皆野町一般会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第7号 令和3年度皆野町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

重点施策に沿って予算配分を行い、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,900万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第7号 令和3年度皆野町一般会計予算につきまして、内容のご説明を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算でございますが、令和3年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,900万円とするものでございます。前年度当初予算と比べ9,300万円の増額でございます。

第2条から第4条までは、それぞれ地方債、一時借入金、歳出予算の流用について定めたものでございます。

7ページを御覧ください。第2表、地方債は、臨時財政対策債、緊急浚渫推進事業及び上水道広域化施設整備事業出資の3つの起債について、起債の限度額、方法を定め、限度額を2億6,030万円とするものでございます。

次の水色の仕切り以降が、歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書となります。

予算に関する説明書3ページを御覧ください。歳入からご説明申し上げます。款1町税、項1町民税、目1個人は3億7,575万6,000円で、前年度に比べて1,535万5,000円の減額でございます。

その下、目2法人は4,551万2,000円で、前年度に比べて1,856万1,000円の減額でございます。税制改正による法人税割の税率引下げの影響や、新型コロナウイルス感染症による減収の影響を受け、減額を見込んだものでございます。

その下、項2固定資産税、目1固定資産税は4億8,516万4,000円でございます。新型コロナウイルス感染症による中小事業者等の固定資産税の軽減や地価の下落等による評価額の減により、前年度より3,251万3,000円の減額を見込んでおります。

4ページを御覧ください。2段目、項4町たばこ税、目1町たばこ税は4,738万4,000円で、前年度に比べ543万5,000円の減額でございます。たばこ消費量の減少による減額を見込んだものでございます。

5ページに移りまして、下から3段目、款7地方消費税交付金は2億2,800万円で、前年度に比べ400万円の減額を見込んでおります。一般分として1億1,400万円、社会保障財源分として1億1,400万円を見込んでおります。なお、社会保障財源分の充当内容につきましては、別紙資料を配付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

6ページを御覧ください。上から2段目、款11地方特例交付税は、前年度に比べて604万2,000円増額の910万5,000円でございます。

その下、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金712万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で減収となった固定資産税の補填等のために交付されるものでございます。

その下、款12地方交付税は、前年度に比べて3,228万3,000円の増額、15億3,102万5,000円でございます。国の交付税予算の増額を反映させたことによるものでございます。

7ページ上段、款14分担金及び負担金、項1負担金、目2民生費負担金は、前年度に比べて661万2,000円減額の1,052万6,000円でございます。保育所児童保護者負担金について、実績に基づき前年度より600万円の減額を見込んでおります。

9ページを御覧ください。2段目、款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は3億5,016万4,000円で、前年度に比べて623万5,000円の増額でございます。増額の主なものは、節2社会福祉費国庫負担金の一番上、障害者自立支援給付費国庫負担金で、前年度に比べて1,075万8,000円の増額でございます。

最下段、項2国庫補助金、10ページに移りまして、上段、目5教育費国庫負担金は15万9,000円で、前年度に比べて1,231万9,000円の減額でございます。前年度に計上していた学校施設環境改善交付金の皆減によるものでございます。

12ページを御覧ください。款17県支出金、項2県負担金、目4農林水産業費県補助金は430万9,000円で、前年度に比べて787万8,000円の減額でございます。減額の主な要因は、前年度に計上していた山村生活安全対策事業県補助金や里山平地林再生事業県補助金の皆減によるものでございます。

13ページ2段目、項3県委託金、目1総務費県委託金は2,258万7,000円で、前年度に比べて134万1,000円の増額でございます。増額の主な要因は、節5選挙費県委託金582万8,000円の追加で、令和3年に執行が予定されております衆議院議員総選挙について計上してございます。

15ページを御覧ください。3段目、款20繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金は5,479万4,000円でございます。前年度に比べて、公共施設の整備に係る事業が少ないことから6,306万円の減額となっております。

目4財政調整基金繰入金は1億2,115万円で、前年度に比べて3,802万3,000円の増額でございます。

18ページを御覧ください。款23町債、項1町債、目9土木債の500万円は、河川のしゅんせつ工事の財源として借り入れるものでございます。

また、目3臨時財政対策債1億6,460万円、目11衛生債、上水道広域化に伴う出資として9,070万円を予定しております。

歳入は以上になります。

黄色の仕切りの次からが歳出でございます。新規事業や大きく変更があった点を中心にご説明申し上げます。

なお、令和3年度においてはよりよい住民サービスを提供することを目的に、組織機構改革及び事務分掌の見直しを実施いたします。そのため、予算の計上科目が前年度から一部変更となっている箇所がございます。

20ページを御覧ください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、22ページに移りまして、節12委託料の一番下、相続財産管理人業務委託料100万8,000円は、債権回収不能となっている持家住宅賃貸借契約について、相続財産管理人を選任し、契約を解除するためのものでございます。

26ページを御覧ください。目7企画費、節1報酬の総合振興計画審議会委員報酬69万円は、第5次皆野町総合振興計画における後期基本計画を作成するためのものでございます。なお、関連する経費として、節10印刷製本費及び節11郵便料にも計上してございます。

その下、節12委託料の公共施設等総合管理計画策定業務委託料276万円は、平成28年度末に策定した公共施設等総合管理計画について、令和2年度末に策定予定の個別施設計画の内容を反映させ、改定するための委託料でございます。

同じく節12委託料の地域おこし協力隊委託料916万8,000円は、高校魅力化のための地域おこし協力隊2名分に係る費用を計上したものでございます。

28ページを御覧ください。目9地域振興費及び29ページの目10移住定住促進費につきましては、機構改革に伴い科目を新設し、計上替えしたため皆増となっております。

なお、29ページの節12地域おこし協力隊委託料869万5,000円は、新たに採用予定の移住促進を目的とした地域おこし協力隊2名分に係る費用を計上したものでございます。

33ページを御覧ください。下段、項4選挙費、34ページに移りまして、目3町長選挙費152万3,000円及び目7衆議院議員選挙費642万9,000円は、令和4年4月に任期満了となる皆野町長選挙と、令和3年に予定されております衆議院議員総選挙の執行経費を計上したものでございます。

37ページに移りまして、2段目、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は4億3,869万8,000円で、前年度に比べて1,559万1,000円の増額でございます。増額の主な要因は、38ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金の中の3行目、障害者自立支援医療費負担金2,310万円で、前年度から120万円の増額、その下、障害者自立支援給付費負担金2億4,895万6,000円は、前年度から2,151万6,000円の増額、3つ下に行きまして、障害児給付費等負担金3,686万4,000円は、前年度から660万円の増額でございます。いずれもサービス利用者及び利用回数の増加等によるものでございます。

41ページを御覧ください。目5老人福祉センター費、42ページに移りまして、節14工事請負費の長生荘高圧ケーブル更新工事費84万7,000円は、老朽化した高圧引込みケーブルを更新するものでございます。

下段の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、44ページになりますが、節14工事請負費の皆野学童保育所1階トイレ洋式化工事費302万2,000円は、和式トイレを洋式化し、温水洗浄便座へと取り替えるものでございます。

その下、節18負担金、補助及び交付金は、結婚新生活支援事業費補助金60万円は、婚姻に伴う住宅取得費用等について、1世帯当たり30万円を上限に補助するものでございます。なお、県から補助金が出ており、補助率は2分の1でございます。

48ページを御覧ください。款4衛生費、項1保健衛生費、目4母子保健費、節12委託料、49ページ一番上になりますが、新生児聴覚検査委託料24万円は、新生児聴覚検査の初回検査料を助成するものでございます。

最下段、項3上水道費、目1上水道費、50ページに移りまして節23投資及び出資金、広域市町村圏組合上水道広域化施設整備事業出資9,070万円は、歳入でご説明いたしましたが、同額の起債を予定しております。

中段、項4下水道費、目1下水道費の皆増は、皆野・長瀬下水道組合公共下水道負担金について、土木費から計上替えしたことによるものでございます。

54ページを御覧ください。2段目、款6農林水産業費、項2林業費、目2林道整備費は4,031万8,000円で、前年度に比べて744万7,000円の増額でございます。主な要因としては、55ページの上段、節17備品購入費、ダンプトラック購入費として653万円を計上したことによるものでございます。建設課のダンプトラックの買換えを行うものでございます。

2 段目、款 7 商工費、項 1 商工費、56 ページに移りまして、目 3 観光費、57 ページの節 14 工事請負費の親鼻河原観光トイレ環境美化工事費 210 万 2,000 円は、令和 2 年度に建設した親鼻河原観光トイレの周辺環境を整備し、観光を促進するものでございます。

その下、中三沢観光トイレ洋式化工事費 92 万 5,000 円及び八幡神社観光トイレ洋式化工事費 42 万 1,000 円は、既存の和式トイレを洋式化するものでございます。

58 ページを御覧ください。節 18 負担金、補助及び交付金の秩父音頭まつり補助金 420 万円は、例年の 400 万円に加え、新型コロナウイルス感染症対策費用として 20 万円を増額しております。

その下、ふれあい祭補助金につきましても、同様の理由で 10 万円を増額しております。

60 ページを御覧ください。款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費は 7,813 万 5,000 円で、前年度と比べて 1,589 万 3,000 円を増額でございます。町道補修工事等による舗装の打ち替えや地滑り対策等を計画しております。

61 ページ、目 3 道路新設改良費は 1 億 44 万円で、前年度に比べて 2,080 万円の減額でございます。町道改良に伴う土地購入費が大きく減額となったことによるものでございます。

62 ページを御覧ください。2 段目、項 3 河川費、目 1 河川総務費、節 14 工事請負費の河川浚渫工事費 500 万円は、歳入でご説明いたしましたが、同額の起債を予定しております。

64 ページを御覧ください。款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 非常備消防費、65 ページ、節 10 需要費の消耗品費 582 万 3,000 円のうち、消防団員用活動服の更新及び女性消防団員用制服の新調費用として 475 万 2,000 円を計上しております。

66 ページに移りまして、目 3 消防施設費は 1,016 万 1,000 円で、前年度と比べて 646 万 7,000 円を増額となっております。消防団詰所、防火水槽に係る改修及び解体工事費等を計上したものでございます。

次の目 4 災害対策費、67 ページの節 14 工事請負費の戸別受信機設置撤去工事費 143 万円は、申請実績に基づき 50 件分を計上したものでございます。

次の節 17 備品購入費に戸別受信機購入費 324 万 5,000 円を計上しております。

2 段目、款 10 教育費、項 1 教育総務費、70 ページになりますが、目 2 事務局費の節 12 委託料の一番下、ICT 活用授業技法アドバイザー業務委託料 583 万円は、タブレット端末を効果的に使用した授業手法について、教員がアドバイスを受けるための業務委託料でございます。

71 ページ 2 段目、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、73 ページに移りますが、節 14 工事請負費の一番上になります。国神小学校多目的トイレ設置工事費 550 万円は、バリアフリーに対応したトイレを新たに設置するものでございます。なお、関連して、節 12 委託料に設計業務委託料 88 万円を計上しております。

74 ページを御覧ください。項 3 中学校費、目 1 学校管理費、節 1 報酬の会計年度任用職員報酬 803 万 2,000 円のうち 241 万 3,000 円は、学校司書、図書支援員の配置に係るものでございます。学校司書 1 人と図書支援員 2 名分を計上しており、前年度と比べて図書支援員を 1 人増員しております。

77 ページを御覧ください。2 段目、項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園費は 9,676 万 4,000 円で、前年度と比べて 3,838 万円の増額でございます。増額の主な要因は、79 ページになります。節 14 工事請負費の皆野幼稚園トイレ洋式化工事費や皆野幼稚園屋上防水工事費等を実施することによるものでございます。

81 ページを御覧ください。項 5 社会教育費、目 2 公民館費、82 ページに移りまして、節 13 使用料及び賃借料の 3 行目になります。電算システム使用料 21 万 2,000 円と、3 つ下のコンピューター機材借上料 36 万 1,000 円は、公民館、図書室の蔵書を管理するシステム導入に係る費用でございます。

85ページをお願いいたします。2段目、項6 保健体育費、目1 保健体育総務費、87ページに移りまして、節14工事請負費のスポーツ公園野球場防球ネット改修工事費1,034万円は、ライト側の防球ネットを増設するものでございます。

90ページを御覧ください。目4 柔剣道場・学童保育所複合施設費、91ページの節14工事請負費の柔道場畳入れ替え工事費549万2,000円は、経年劣化した畳について、抗菌化加工が施された畳に入れ替えるものでございます。

93ページを御覧ください。款13諸支出金、項2 基金費は、各基金の条例規定分及び利子分の積立金を計上しております。

次の94ページ、2段目、款14予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしました。95ページからが給与費明細書、105ページが債務負担行為に関する調書、106ページが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度一般会計予算の説明とさせていただきます。



◎議案第8号の説明

○議長（若林光雄議員） 日程第14、議案第8号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第8号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第8号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

医療費の動向等を踏まえまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,389万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 長島 弘登壇〕

○町民生活課長（長島 弘） 議案第8号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計予算につきまして、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億3,389万円で、前年度に比べ

て1億8,582万9,000円の増でございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。

予算に関する説明書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税は、目1及び目2合わせて1億5,638万1,000円で、被保険者の減少、新型コロナウイルス感染症による減収を考慮し、前年度に比べて1,108万3,000円の減でございます。なお、令和3年度の保険税率については据置きとしております。

4ページをお開きください。上から2段目、款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金9億6,226万6,000円は、前年度に比べて1億6,631万円の増でございます。節1普通交付金9億3,427万7,000円は、保険給付費等に充当するものでございます。節には特別調整交付金2,798万9,000円は、国保運営の安定に対する事業の実施状況等により交付されるものでございます。

下から2段目、款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金5,439万円の内訳は、説明欄のとおりです。保険基盤安定繰入金は合わせて3,011万6,000円です。前年度に比べて249万7,000円の減でございます。

次の出産育児一時金196万円は、出産育児一時金7件分でございます。事務費繰入金1,791万円は、職員給与2人分、事務手数料等に関する繰入れでございます。続きまして、財政安定化支援金440万4,000円は、前年度と比べて59万1,000円の増でございます。

最下段、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金958万3,000円は、国保税の減収等の調整のため繰り入れるものです。

5ページを御覧ください。上から2段目、款8繰越金、項1繰越金は5,091万3,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,957万4,000円は、職員2人分の給与等の人件費や事務費の計上等でございます。

7ページを御覧ください。中段、項2徴税费、目1賦課徴収費331万6,000円は、国保税の賦課徴収に要する費用の計上でございます。

8ページをお開きください。下段、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費8億726万7,000円は、前年度と比べて1億3,321万7,000円の増です。令和2年度の実績見込額に基づいて試算しております。被保険者数は減少しておりますが、年齢階層が上がったこと、医療の高度化などによって1人当たりの医療費が増額したことによります。

目3一般被保険者療養費345万1,000円は、前年度と比べて235万4,000円の減です。

目5審査支払手数料155万8,000円は、国保連合会へのレセプト審査手数料です。

9ページを御覧ください。最上段、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1億2,169万9,000円は、前年度と比べて3,262万2,000円の増です。

下から2段目、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金294万円は、前年度と同様に7人分を計上いたしました。

最下段、項5葬祭諸費、目1葬祭費125万円は、25人分の計上でございます。

10ページをお開きください。款3国民健康保険事業納付金につきましては、広域化に伴う激変緩和措置後で、総額2億4,967万6,000円です。前年度と比べて3,019万円の増です。なお、令和3年度の激変緩和措置額は1,342万3,000円でございます。

この納付金の内訳につきましては、項1医療分1億6,544万8,000円は、前年度と比べて2,238万4,000円の増です。

項2後期高齢者支援金等6,560万6,000円は、前年度と比べて549万2,000円の増です。

項3介護納付金1,862万2,000円は、前年度と比べて231万4,000円の増です。いずれも国保財政の責任主体である県から示された納付金でございます。

11ページを御覧ください。中段、款6保健事業費、項1特定健診事業費は1,359万3,000円でございます。

節7報償費、説明欄の報償金148万4,000円は、保健指導の専門職の方への報償金でございます。

節12委託料1,102万7,000円のうち特定健診委託料693万3,000円は、750人分でございます。

説明欄の最下段、特定健診未受診者対策事業委託406万4,000円は、受診率向上のために未受診者データの分析、企画運営、通知作成などを委託するものでございます。

最下段から12ページにかかって、項2保健事業費、目1疾病予防費635万2,000円のうち節12委託料480万円は、生活習慣病予防健診160人分でございます。委託契約医療機関での人間ドック受診に対して町から支払うものでございます。

節18負担金、補助及び交付金、12ページに移りまして、生活習慣病予防健診費補助金30万円は、委託契約以外の医療機関での人間ドックの補助で、10人分でございます。

13ページを御覧ください。最下欄、款10予備費でございますが、10万円を計上いたしました。

14ページからが給与費明細書でございます。一般職は2人分の人件費を計上しております。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。



◎議案第9号の説明

○議長（若林光雄議員） 日程第15、議案第9号 令和3年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第9号 令和3年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行いたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 令和3年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第9号 令和3年度皆野町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の動向を勘案しての保険給付費の計上と介護予防事業を推進する予算でございます。歳入歳出それぞれ11億8,450万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第9号 令和3年度皆野町介護保険特別会計予算について、内容のご説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億8,450万円とするものでございます。前年度当初予算に比べまして3,500万円、3.04%の増でございます。

本予算は、歳出総額のうち介護保険事業の保険給付費が92.2%、地域支援事業費が5%、合わせて97.2%を占める予算でございます。

3枚目の水色の仕切りから後ろ、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。2、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料2億2,934万3,000円、前年度に比べ268万5,000円の減でございます。

1つ飛びまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億9,200万7,000円は、保険給付費の介護施設分の15%、その他分の20%、国の負担区分による計上でございます。

次に、項2国庫補助金、目1調整交付金5,206万2,000円は、保険給付費の4.7%を計上いたしました。

目2地域支援事業交付金（介護予防事業）818万5,000円は、地域支援事業費の総合事業合計4,092万5,000円の20%の計上でございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）656万4,000円の計上は、地域支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の38.5%の計上でございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金2億9,486万7,000円は、前年度に比べて1,547万6,000円の増でございます、保険給付費の27%の計上でございます。

目2地域支援事業支援交付金1,105万円は、総合事業に係る負担区分の27%の計上でございます。

次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金1億6,292万4,000円は、保険給付費の介護施設分の17.5%、その他分の12.5%、それぞれ県の負担区分による計上でございます。

次に、項2県補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防事業）511万5,000円は、総合事業に係る負担区分の12.5%の計上でございます。

目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）328万2,000円の計上は、地域包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の県負担分19.25%の計上でございます。

次ページに移ります。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金1億3,651万2,000円は、保険給付費の12.5%の負担区分により、一般会計から繰入れを行うものでございます。

目2地域支援事業繰入金（介護予防事業）511万5,000円は、新総合事業に係る負担区分12.5%の計上でございます。

目3地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）328万2,000円の計上は、地域包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の19.25%の計上でございます。

目4その他一般会計繰入金1,878万7,000円は、節1職員給与費等繰入金841万6,000円、これは介護保険事務に係る職員の給与費及び一般事務費の繰入金でございます。

節2事務費繰入金1,037万1,000円は、認定調査費、認定審査会共同設置負担金等事務費に対する繰入金でございます。

目5低所得者保険料軽減繰入金1,164万9,000円は、第1段階から第3段階までの対象者1,013人分の計上でございます。

次に、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金3,000万円は、歳入不足を補うため基金の取崩しを行うものでございます。

6ページをお開きください。款10繰越金は1,030万4,000円の計上でございます。

7ページから歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,469万円の計上は、一般職員に対する人件費、介護保険システムに係る委託料、電算システム使用料等の計上でございます。

8ページをお開きください。中段、款1総務費、項3介護認定審査会費、目1認定調査費等535万8,000円は、節11役務費、主治医意見書作成手数料216万円、節12委託料、訪問調査業務委託料319万8,000円の計上でございます。

その下、目2認定審査会共同設置負担金501万3,000円は、秩父広域市町村圏組合に共同設置しております審査会設置負担金でございます。

最下段、款2保険給付費でございます。項1介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5の方に対するものでございます。

目1居宅介護サービス給付費3億5,230万8,000円は、在宅で介護サービスを受けております方への給付費で、前年度に比べ915万6,000円の増額でございます。給付実績を勘案した計上でございます。

次ページに移ります。目2特例居宅介護サービス給付費20万円は、介護認定申請から認定まで一定期間かかりますが、急を要する場合と申請をすることにより、認定以前にサービスを受けることができます。これが特例給付費でございますが、この後1段置きに出てきます特例がつきます介護サービスについては同様でございます。

目3地域密着型介護サービス給付費1億4,906万8,000円は、前年度に比べ1,023万円の減額計上でございます。

目5施設介護サービス費4億3,149万5,000円は、前年度に比べ4,056万3,000円の増額計上でございます。施設入所者に対する給付費で、入所者の増加が要因でございます。

目9居宅介護サービス計画給付費4,843万1,000円は、前年度に比べ466万7,000円の増額計上でございます。介護サービス計画の作成及び管理に対する給付費でございます。

10ページをお願いいたします。中段、項2介護予防サービス等諸費でございますが、この介護予防サービス等諸費は要支援1、要支援2の方に対する給付費でございます。サービス内容は、ほぼ同様でございます。予防という文字がつくサービス名称となっておりますが、要支援の方は施設入所ができませんので、施設入所サービス費はございません。

目1介護予防サービス給付費2,585万9,000円は、前年度に比べ113万9,000円の増額計上でございます。実績を勘案した見込額でございます。

次のページの目8特例介護予防サービス計画給付費までが介護予防サービスの給付費でございます。

ほぼ前年と同額の計上でございます。

11ページ中段、項3高額介護サービス等費でございますが、介護サービスの自己負担金が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございます。

目1高額介護サービス費は、要介護1から5の方に対するもので、2,019万6,000円の計上で、前年度に比べ219万6,000円の増額計上でございます。

次に、項4高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費482万4,000円の計上でございます。

12ページをお開きください。中段、項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、施設入所やショートステイを利用したときの食費、居住費、滞在費は保険対象外でございますが、低所得者層の方々にはこの負担を減額し、町が負担するもので、4,304万6,000円の計上で、前年度に比べ690万2,000円の増額計上でございます。

13ページに移ります。款3地域支援事業費、目1介護予防生活支援サービス事業費2,444万8,000円の計上で、前年度に比べ570万4,000円の減額計上でございます。

目2介護予防ケアマネジメント事業費398万7,000円の計上でございます。これは説明欄のとおり、電算システム使用料145万2,000円と、介護予防ケアマネジメント事業負担金227万1,000円を計上したものでございます。

次に、その下の欄でございますが、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費1,234万3,000円の計上でございます。主なものは、節7報償費148万2,000円、節12委託料932万3,000円で、らくらく健康塾、高齢者水中ウォーキング教室、ふれあい広場など介護予防事業の中心的な予算でございます。

14ページをお開きください。項3包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターによります相談事業、高齢者の権利擁護などの経費を計上したものでございます。

目2権利擁護事業費119万8,000円の計上で、成年後見人制度に関する予算が主なものでございます。

その下、目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,486万3,000円は、地域包括支援センター職員の人件費、事務経費の計上でございます。

16ページをお開きください。最下段、款7予備費でございますが、769万8,000円の計上でございます。

17ページ以降は給与費明細書でございます。

以上、簡単でございますが、議案第9号の説明とさせていただきます。



◎会議時間の延長

○議長（若林光雄議員） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。



◎議案第10号の説明

○議長（若林光雄議員） 日程第16、議案第10号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第10号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめ、明日、審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第10号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療の前年の状況等を踏まえまして、歳入歳出それぞれ1億3,564万2,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 長島 弘登壇〕

○町民生活課長（長島 弘） 議案第10号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,564万2,000円で、前年度予算に比べて290万円の減でございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。予算に関する説明書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 及び目2 合わせまして1億197万8,000円で、前年度と比べて446万3,000円の減でございます。なお、保険料につきましては、均等割、所得割とともに前年度と同じでございます。

下から2段目、款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金142万5,000円は、町の事務費の繰入金でございます。

目2 保険基盤安定繰入金3,098万3,000円は、低所得者に係る保険料軽減分でございます。

4ページをお開きください。最下段の款5 繰越金、項1 繰越金は114万2,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。5ページを御覧ください。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費88万7,000円は、主に保険証を送付する費用でございます。

下から2段目、款2 後期高齢者医療広域連合納付金は1億3,297万円で、前年度と比べて328万2,000円の減でございます。

6ページを御覧ください。最下段、款4 予備費でございますが、114万5,000円を計上いたしました。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。



◎延会について

○議長（若林光雄議員） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（若林光雄議員） 次会日程の報告を行います。

明日10日は、議案調査のため午前中休会とし、午後1時30分から本会議を開き、議案の審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、明日10日は、午前中休会とし、午後1時30分から開議といたします。



◎延会の宣告

○議長（若林光雄議員） 本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 4時58分